

埼玉県

産業元気・雇用アップ戦略

(令和4年度～令和8年度)

【令和7年3月 変更】

彩の国  埼玉県

この戦略では、施策ごとに指標及び目標値を設定しており、その一部は上位計画である埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～（以下「5か年計画」という。）に合わせて設定しています。

このたび、5か年計画の指標の一部について、現実とのずれを是正するため目標値等の変更を行ったことから、戦略の指標のうち4指標について目標値を変更しました。

※ 変更した目標値は二重下線で示しています。

※ 掲載されている統計データなどは策定当時のものです。

ごあいさつ

本県の人口は今後減少し、少子高齢社会が更に進む見込みです。生産年齢人口の減少が進み、社会の活力の低下、経済成長の停滞が懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済の著しい停滞を招きましたが、デジタル技術の更なる活用やテレワークなどの柔軟な働き方の推進、新しい生活様式など価値観の転換につながりました。デジタルトランスフォーメーション（DX）やSDGs、カーボンニュートラルといった新たな動きもあり、本県の産業労働を取り巻く状況は大きく変化しています。本県経済は正に転換期にあると言えます。



生産年齢人口の減少という大きな課題を克服するためには、就業を希望する誰もが活躍できる環境づくりと生産性の向上が不可欠です。また、経済の活力を維持するためには、社会の変化に柔軟に対応し、成長の力に変えていく必要があります。

そこで、このたび「埼玉県5か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～」を踏まえ、令和4年度から5年間の産業と労働に関する施策展開の指針として、新たな「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略」を策定しました。

本戦略により、デジタル技術の更なる活用などのDX推進や新たな産業の育成、本県の立地優位性を生かした産業集積の推進などにより、付加価値の創出と生産性の向上を図ります。

また、若者や女性、高齢者、障害者など、働く意欲のある全ての方々への就業支援や人材育成、働きやすい環境づくりに取り組みます。

本戦略の施策を着実に実施することで、「持続可能な経済成長の実現」と「誰もが働きがいを感じながら能力を発揮できる社会の実現」を目指してまいります。県民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年3月

埼玉県知事 大野 元裕

目 次

はじめに 1

- 1 策定の趣旨..... 1
- 2 計画期間..... 2
- 3 特徴..... 2

第1章 社会経済情勢の変化 5

- 1 人口減少・肩車型社会の到来..... 6
- 2 グローバル経済の動向..... 8
- 3 身近に迫る脅威..... 8
 - (1) 激甚化・頻発化する自然災害..... 8
 - (2) 新たな脅威..... 8
- 4 新たな社会への進展..... 9
- 5 カーボンニュートラルに向けた動き..... 10
- 6 充実していく交通ネットワーク..... 10

第2章 埼玉県の産業・労働の現状と課題 13

1 産業構造

- (1) 県内総生産..... 14
- (2) 事業所数・企業数の状況..... 15
- (3) 開・廃業の状況..... 16
- (4) 製造業の動向..... 17
- (5) 工場立地の状況..... 18
- (6) 商業・サービス産業..... 20
- (7) 観光..... 21

2 就業構造と雇用の動向

- (1) 従業者数..... 22
- (2) 雇用形態..... 23
- (3) 有効求人倍率・失業率の推移..... 24

(4) 若年者の就業状況	26
(5) 女性の就業状況	27
(6) 高齢者の就業状況	28
(7) 障害者雇用の状況	29

現状と課題を踏まえた取組の方向性と目指す姿 31

第3章 施策展開 34

I 産業を振興し、稼げる力を高める	35
施策1 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援	36
施策2 新たな産業の育成と企業誘致の推進	40
施策3 商業・サービス産業の育成	42
施策4 魅力ある観光の推進	44
II 誰もが安心して活躍できる社会をつくる	47
施策5 幅広い世代への就業支援	48
施策6 多様な働き方の推進と働きやすい職場環境の整備	50
施策7 女性・高齢者が働きやすい環境づくりと就業・起業支援	52
施策8 障害者の就労支援	54
施策9 産業人材の確保・育成	56

第4章 計画を着実に実行する仕組み 59

1 合理的根拠に基づく施策立案	60
2 PDCAによる施策評価	60
3 様々な機関との連携	60

1	埼玉県中小企業振興基本条例	62
2	埼玉県小規模企業振興基本条例	64
3	策定の経緯	66

※ 本戦略における「産業」には、農林水産業を含みません。

はじめに

1 策定の趣旨

本県では、令和3年度（2021年度）を目標年次とする「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略」を平成29年（2017年）3月に策定し、様々な施策に取り組んできました。

県内総生産*は増加傾向にあり、雇用状況の改善が進むなど本県の経済は順調に推移してきましたが、令和2年（2020年）の年明けから顕在化した新型コロナウイルス感染症の流行により急速に経済が減速し、かつてないほどの大きな影響を受けました。

同時に、コロナ禍への対応は、電子商取引やオンラインコミュニケーション、テレワーク*の普及を進め、経済・社会におけるデジタル活用の在り方に変化をもたらしました。

一方、平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択されたSDGs*（持続可能な開発目標）は、社会への浸透が着実に進んでいます。

令和2年（2020年）10月、国が「2050年カーボンニュートラル*」を宣言したことをきっかけに、脱炭素に向けた取組も加速しています。

このように社会経済状況が大きく変化する中、経済成長を進めていくためには、生産性の向上や新たな産業の育成に取り組むなど、変化に柔軟に対応し、稼げる力を高めていく必要があります。

また、我が国の中長期的課題である生産年齢人口*の減少は進んでおり、経済の活力を維持するためには、引き続き、就業を希望する誰もが意欲を持って働き、活躍できる環境を更に整えていく必要があります。

そこで、「埼玉県5か年計画* ～日本一暮らしやすい埼玉へ～」を踏まえ、本県の強みを生かした産業と労働に係る施策展開の方向性や具体的なプログラムを示すものとして、本戦略を策定しました。

庁内関係部局、企業、大学、研究機関、経済団体、労働団体、市町村、国などと連携し、効果的な施策展開を図ってまいります。

* **県内総生産**：県内に所在する生産主体が生産活動を行った結果、新たに生み出された付加価値額の総計。県内産出額から中間投入を控除したもの。県内総生産に見合う付加価値は支出面からも捉えることができ、県内総支出と呼ばれる。

* **テレワーク**：Tele（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

* **SDGs**：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27年（2015年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

* **カーボンニュートラル**：人間活動を発生源とする温室効果ガス排出量と吸収源等による除去量が均衡する（実質的な排出量がゼロとなる）こと。

* **生産年齢人口**：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳から64歳までの人口。

* **埼玉県5か年計画**：埼玉県が目指す将来像と今後5年間に取り組む施策の体系を明らかにした県政運営の基本となる行政計画。

2 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の著しい変化や制度の大幅な変更が生じた場合などには、必要に応じて計画の変更を行います。

3 特徴

（1）埼玉県中小企業振興基本条例を具現化する戦略

平成14年（2002年）12月に、本県における中小企業振興施策の大綱や施策実施のための県の責務などを規定した「埼玉県中小企業振興基本条例」（資料編参照）が制定されました。

平成24年（2012年）10月には、制定後の中小企業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえ、時代の変化に的確に対応した中小企業の振興策を推進し、中小企業の健全な成長発展を図るために、同条例の一部が改正されました。

条例では、「中小企業の振興は、県が中小企業の創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国、市町村、商工団体及びその他の機関の協力を得ながら推進することを基本とする」とされています。

本戦略は、この基本方針を踏まえ、中小企業の経営基盤強化の支援、経営革新*の促進、海外における事業の展開等の促進、経営環境等の変化への対応、金融の円滑化、創業及び新事業の創出の促進、人材の育成及び確保、経営者及び後継者の育成、商工団体の活動の促進など条例に示された中小企業の振興施策の大綱を着実に実現するための戦略です。

（2）埼玉県小規模企業振興基本条例を具現化する戦略

平成29年（2017年）12月に、本県における小規模企業振興施策の大綱や施策実施のための県の責務などを規定した「埼玉県小規模企業振興基本条例」（資料編参照）が制定されました。

条例では、「小規模企業の振興は、小規模企業者の自主的な努力及びそれに対する適切な支援により小規模企業の活力の向上を図り、その事業の持続的な発展を推進することを基本とする」とされています。

本戦略は、この基本方針を踏まえ、小規模企業の商品の販売又は役務の提供の促進、新たな事業の展開の促進、創業の促進、事業承継の円滑化、人材の育成及び確保など条例に示された小規模企業の振興施策の大綱を着実に実現するための戦略です。

(3) 社会経済情勢の変化に的確に対応する戦略

生産年齢人口*の減少や少子高齢化・人口減少、SDGs*への取組やカーボンニュートラル*への動きなどの社会経済情勢の変化を踏まえ、この5年間に取り組むべきことを的確に進めるための戦略です。

(4) 中小企業・小規模事業者と勤労者を徹底支援する戦略

県内企業の経営革新支援、創業支援、先端産業・次世代産業への参入支援、海外展開支援、企業誘致、商店街の活性化、観光振興の施策を積極的に進め、県内企業の生産性向上、付加価値の高い産業の集積、地域経済の活性化を図ります。

また、就業を希望する誰もが意欲を持って働き、能力を十分に発揮するための就業支援、働きやすい職場環境づくり、県内企業の人材確保支援、産業構造の変化に対応した人材育成などにより、中小企業・小規模事業者と勤労者を徹底支援します。

(5) 産業と雇用の好循環を目指した戦略

産業の活性化によって新たな雇用が生まれ、働く人が一層能力を発揮することによって付加価値が高まり、産業が更に発展するという、産業と雇用の好循環を目指します。

***経営革新**：事業者が新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図ること。中小企業等経営強化法における経営革新計画承認制度は、経営革新に関する計画（3～8年間）を知事が承認する制度。

***生産年齢人口**：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳から64歳までの人口。

***SDGs**：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27年（2015年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

***カーボンニュートラル**：人間活動を発生源とする温室効果ガス排出量と吸収源等による除去量が均衡する（実質的な排出量がゼロとなる）こと。

第1章

社会経済情勢の変化

1 人口減少・肩車型社会の到来

本県の人口は、国勢調査が開始された大正9年（1920年）から令和2年（2020年）まで一貫して増加してきました。近年の人口変動の状況は、平成24年（2012年）に死亡数が出生数を上回る自然減に転じていますが、転入数が転出数を上回る社会増の影響で人口は緩やかな増加を続けています。

今後、自然減が社会増を上回ることで、人口減少に転じ、令和12年（2030年）には約720万人となり、そして令和22年（2040年）には700万人を下回ることが予想されます。

本県の65歳以上の高齢者は、令和12年（2030年）には約206万人、令和22年（2040年）には約230万人まで増加し、県民の3人に1人が高齢者となる見込みです。

また、本県の75歳以上の後期高齢者は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、いわゆる団塊世代の高齢化に伴い、平成27年（2015年）から令和12年（2030年）までの15年間で約1.6倍に増加し、この間の後期高齢者の増加率は全国で最も高くなると見込まれています。

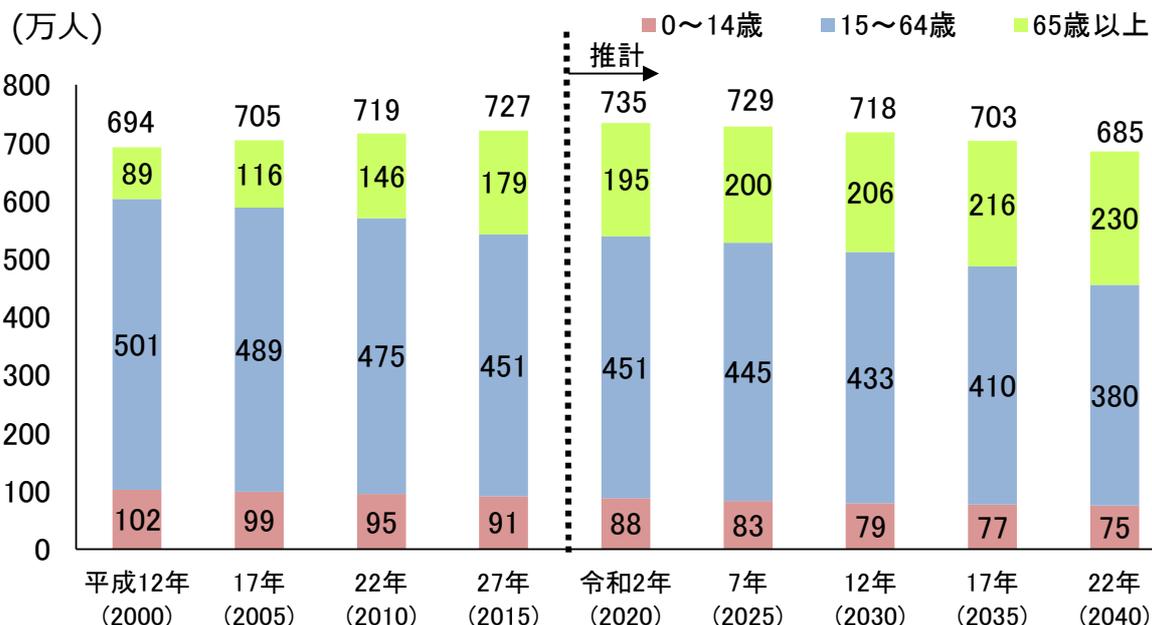
一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口*は、平成12年（2000年）の約501万人をピークに減少が続き、令和12年（2030年）には約433万人、令和22年（2040年）には約380万人まで減少する見通しです。

本県の人口に占める生産年齢人口の割合が約55%まで低下し、現役世代1人が高齢者1人を支える「肩車型社会」に迫ることが予想されています。

生産年齢人口が減少する中で社会の活力を維持し高めていくには、本県産業の稼げる力を高める必要があります。県内企業の99.8%を占める中小企業・小規模事業者の生産性向上とともに、成長可能性の高い分野の産業の育成・集積を図ることが重要です。

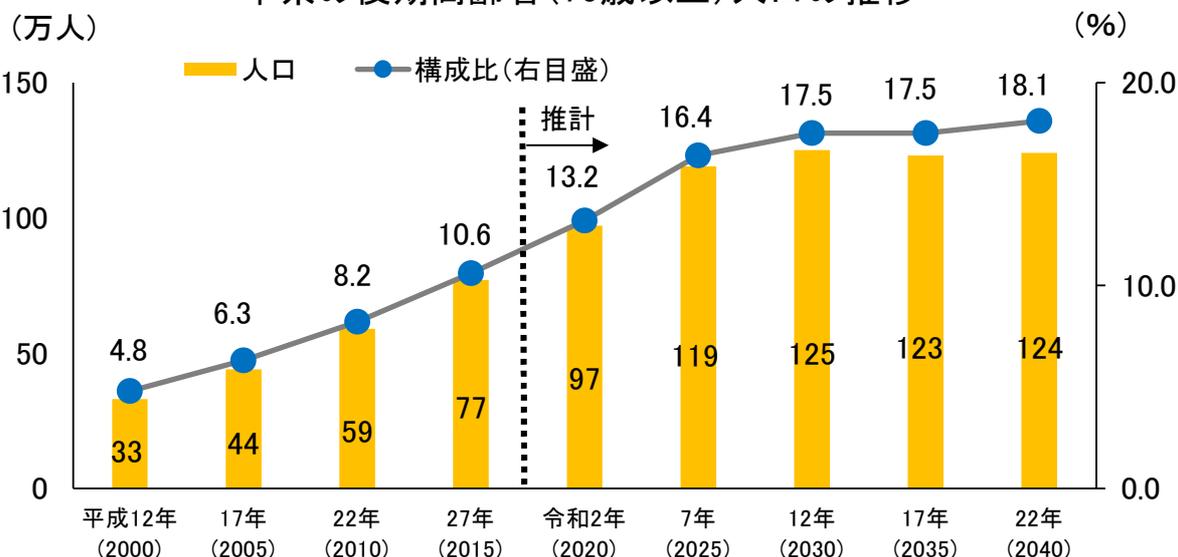
また、就業する意欲と能力がありながら現在就業できていない女性や高齢者、障害者など誰もが十分に力を発揮し、活躍できるような環境を整え、就業を支援することが求められます。

本県の将来人口の見通し(年齢3区分別)



平成27年までは国勢調査(総務省)、令和2年以降は埼玉県推計
 (国勢調査の人口総数には、年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない。なお、端数処理の関係で年齢3区分別の合計と人口総数が一致しない場合もある。)

本県の後期高齢者(75歳以上)人口の推移



平成27年までは国勢調査(総務省)、令和2年以降は埼玉県推計
 構成比は人口総数から年齢「不詳」を除いて算出

*生産年齢人口：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳から64歳までの人口。

2 グローバル経済の動向

人、モノ、情報が国境を越えて移動するグローバル化の進展は、世界経済の発展の大きな原動力となってきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により人やモノの流れが制限され、世界経済は急速に減速しました。

人・モノの流れ、生産の制限によりサプライチェーン*の寸断も発生しました。

今後は調達が多様化や生産拠点の分散化など事業継続を可能とするサプライチェーンの構築が求められます。

また、コロナ禍をきっかけとして、越境EC*やオンライン展示会などデジタルツールの活用も拡大しています。

3 身近に迫る脅威

(1) 激甚化・頻発化する自然災害

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災によって、我が国の企業・組織は、巨大な津波や強い地震動による深刻な被害を受け、電力、燃料等の不足に直面しました。経済活動においても、国内はもとより、海外の企業にまで影響が及びました。

マグニチュード7クラスの首都直下地震が、今後30年以内に約70%の確率で発生し、本県においても大きな被害が生じることが予測されています。

また、地球温暖化に伴う気候変動により、自然災害は更に激甚化・頻発化することも予想されています。令和元年東日本台風では、広範囲に記録的な大雨が降り、企業への直接的な被害だけでなく、経済活動への影響も生じました。

各企業においては、災害時に重要業務を継続するための体制を整えるとともに、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続力の強化に努めていく必要があります。

(2) 新たな脅威

令和2年(2020年)の年明けから顕在化した新型コロナウイルス感染症が世界を席卷しました。

この未知の感染症の世界的流行は、生活様式、教育・医療・交通等の公共サービス、産業分野におけるサプライチェーンをはじめとした、私たちの日常と経済社会活動の在り方そのものに多大な影響を与えました。

また、社会のデジタル化の進展により、私たちの生活はより便利で豊かになる一方で、サイバー攻撃*の脅威も増しており、サイバーセキュリティ*を確保する必要があります。

各企業においては、こうした新たな脅威に対しても、想像力を働かせて事業継

続のための方策を検討していく必要があります。

4 新たな社会への進展

我が国では、IoT*、ロボット、人工知能(AI*)、ビッグデータ*といった新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会であるSociety5.0*が第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)において目指すべき社会の姿として初めて提唱されました。

その前提となるデジタル化について社会実装が途上となっていました。新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、私たちのデジタル化への意識が一変しました。

私たちの身近な生活においても、電子マネーや非接触決済ツールの活用などによる商習慣の変化や、テレワーク*やオンラインコミュニケーションツールの活用による働き方の変化などが進んできました。

これを機にデジタル技術の徹底的な活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、そこに新しい価値を生み出す変革、すなわちデジタルトランスフォーメーション(DX)*が求められています。

社会全体のDXの実現は、産業構造や働き方・暮らし方などに大きな変革をもたらす、社会に対する様々な課題を解決するとともに、生活をより便利で、豊かに変える大きな可能性を秘めています。

- * **サプライチェーン**：製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。
- * **越境EC**：EC(Electronic Commerce(電子商取引))を介して、本国以外の消費者や企業に物品やサービスを販売すること。
- * **サイバー攻撃**：コンピュータネットワークにつながれたシステムなどへの不正侵入や改ざん等の行為。政治的、社会的理由に基づき、社会に混乱をもたらしたり、国家の安全保障を脅かしたりすることを目的とする破壊活動は、特にサイバーテロともいう。
- * **サイバーセキュリティ**：電磁気的方式により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていること。
- * **IoT**：Internet of Things(モノのインターネット)の略。あらゆるモノがインターネットにつながっている状況、あるいはその技術。例えば、家庭ではテレビやエアコンなどの家電製品がインターネットにつながることで外出先から操作が可能となる。また、生産現場では産業機械がインターネットにつながることで全体管理が可能となり、生産の効率化などが期待されている。
- * **AI**：Artificial Intelligenceの略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び当該機能の活用に関する技術。
- * **ビッグデータ**：ICTの進展により、生成・収集・蓄積等が可能かつ容易となった多性多量のデータ概念。近年、IoTやセンサー技術等の発達により大量に生み出されているデータ(ビッグデータ)を収集・分析することができるようになってきた。単独では一見価値を生み出さないようなデータでも大量に集めて分析することで、新たな知見を得られることがあり、ビッグデータ活用の取組が盛んになってきている。
- * **Society5.0**：①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決の両立する人間中心社会。
- * **テレワーク**：Tele(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。
- * **デジタルトランスフォーメーション(DX)**：デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

5 カーボンニュートラル*に向けた動き

令和3年(2021年)8月に公表された、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)*の「第6次評価報告書第I作業部会報告書」では、世界の平均気温は産業革命前より既に約1℃上昇しており、今後20年のうちに1.5℃上昇に達する可能性がある」と指摘しています。平均気温の上昇により、熱波や干ばつ、ゲリラ豪雨などのリスクが高まり、気象災害、生態系など、様々な分野で悪影響の増大が懸念されています。

平成27年(2015年)12月開催の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された「パリ協定」において、今世紀後半に温室効果ガスの排出量と吸収源による除去量との間の均衡(世界全体でのカーボンニュートラル)の達成を目指すことなどが定められました。

我が国においても、令和2年(2020年)10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、その実現の鍵となるのは、次世代型太陽電池*やカーボンリサイクル*をはじめとした革新的なイノベーションであるとされました。

カーボンニュートラルに向けた動きが加速する中で、企業においては、使用するエネルギーを再生可能エネルギー*で100%賄う、いわゆるRE100*の取組に参加するなど、脱炭素経営に向けた取組が本格的に始まっています。国際的にもESG投資*の流れが進んでいることもあり、環境に配慮した取組を行う企業が選択される時代になりつつあります。

カーボンニュートラルへの対応を、経済成長の制約やコストではなく、産業構造の転換と力強い成長を生み出す機会と捉える動きが加速しています。

6 充実していく交通ネットワーク

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の整備の進展により、都心から放射状に延びる高速道路との接続も進んできました。

今後、東京外かく環状道路(外環道)の東京都区間や圏央道の全線開通などにより、近隣都県の港湾等との結節が強化され、国内外とつながる交通の要衝として本県の優位性は更に向上します。

県内においても、高速道路などと一体となって機能する新大宮上尾道路や東埼玉道路の自動車専用部の一部区間が事業化され、南北方向の道路ネットワークの強化が進んできています。今後、東西方向の道路ネットワークを強化することで、利便性が一層高まることが期待されます。

また、東日本の玄関口である大宮駅には、東北、山形、秋田、上越、北陸、北海道新幹線が乗り入れており、東日本全体を結ぶ高速鉄道網が形成されています。

このような優れた広域交通ネットワークを最大限に生かすことで、企業活動や物流・観光など様々な分野で本県の活性化が可能となります。

- * **カーボンニュートラル**：人間活動を発生源とする温室効果ガス排出量と吸収源等による除去量が均衡する（実質的な排出量がゼロとなる）こと。
- * **気候変動に関する政府間パネル（IPCC）**：IPCCはIntergovernmental Panel on Climate Changeの略。昭和63年（1988年）に国連環境計画と世界気象機関により設立された組織。気候変動に関し、最新の科学的知見等の評価を行う。
- * **次世代型太陽電池**：高い発電効率や軽量性、柔軟性等、現行の太陽電池を超える性能を有する太陽電池。
- * **カーボンリサイクル**：CO₂（二酸化炭素）を炭素資源と捉えて再利用すること。
- * **再生可能エネルギー**：太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス等、永続的に利用することができるエネルギーの総称。
- * **RE100**：Renewable Energy 100%の略。企業等が自らの事業活動の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的な取組。
- * **ESG投資**：従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資。

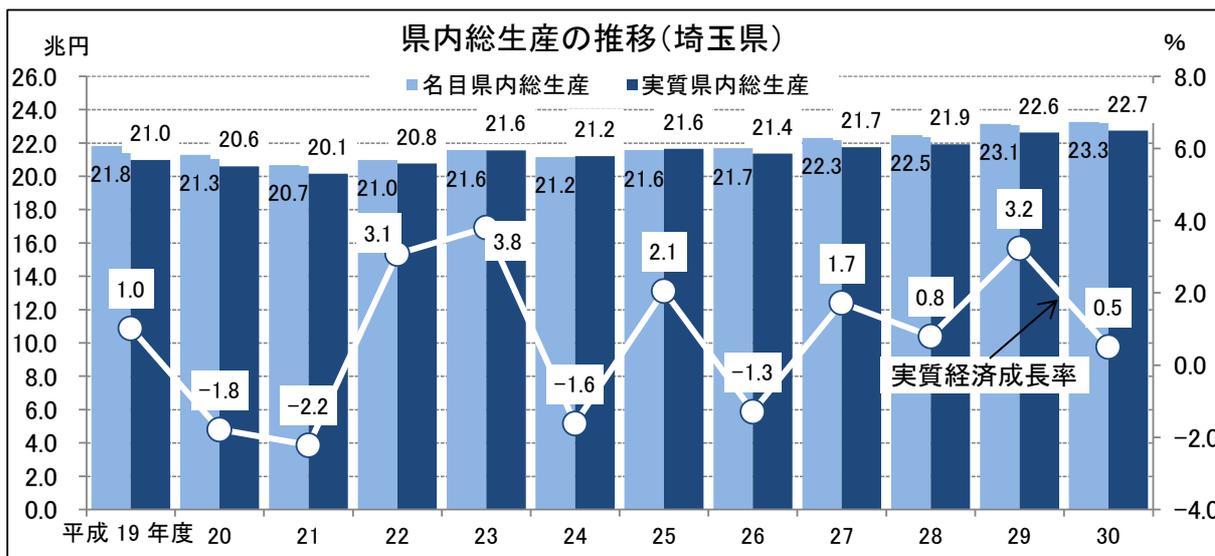
第2章

埼玉県の産業・労働の現状と課題

1 産業構造

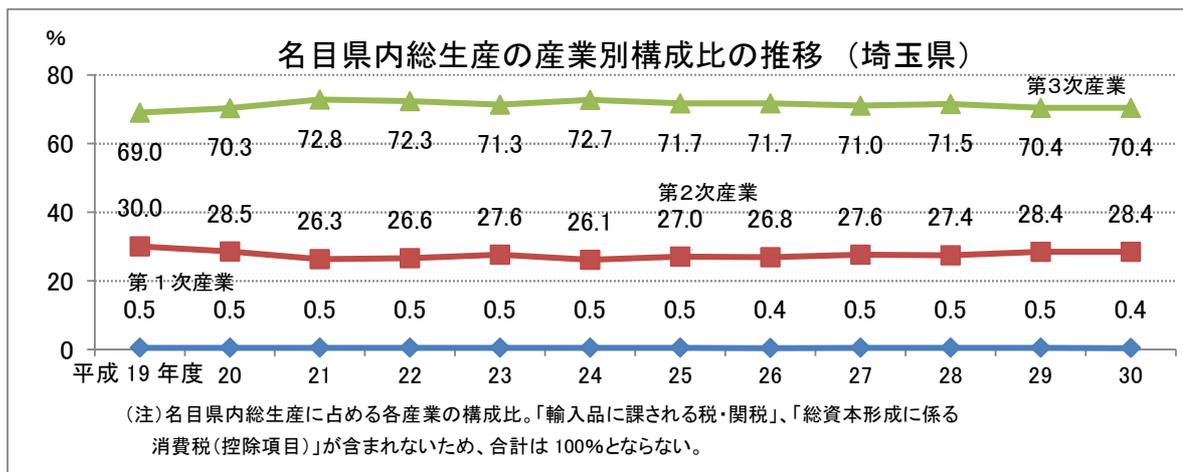
(1) 県内総生産*

本県の平成30年度（2018年度）の名目県内総生産は23兆2,541億円、実質県内総生産は22兆7,394億円であり、経済成長率は、名目で6年連続、実質で4年連続のプラス成長となりました。今後は、人口の減少と高齢化が進む中で、国内市場の縮小による経済成長率の低下が懸念されます。



資料: 埼玉県「平成30年度県民経済計算」

平成30年度（2018年度）の名目県内総生産を産業別にみると、第1次産業は1,000億円で構成比は0.4%、第2次産業は6兆6,023億円で28.4%、第3次産業は16兆3,649億円で70.4%となっています。

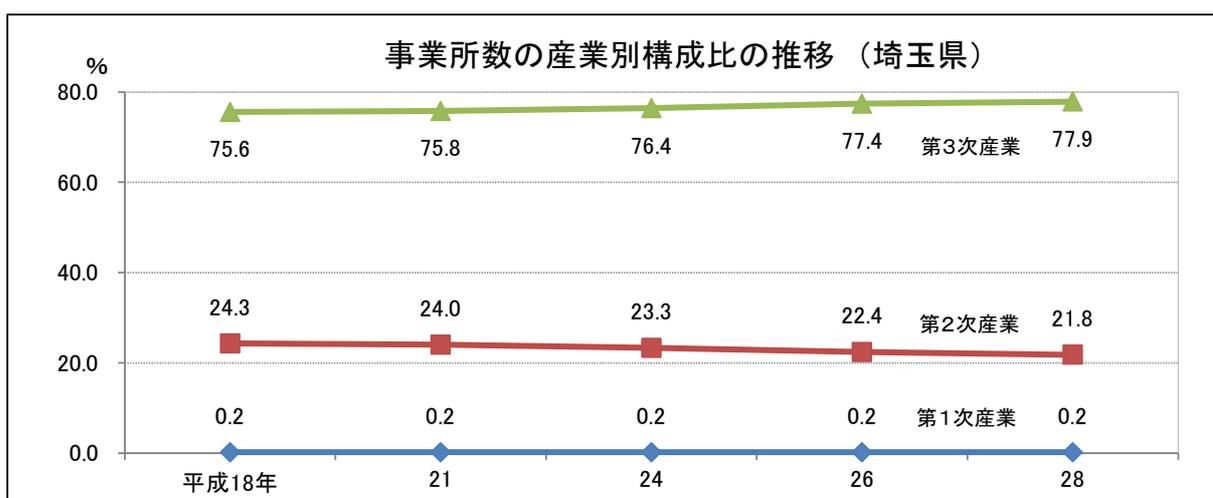


資料: 埼玉県「平成30年度県民経済計算」

(2) 事業所数・企業数の状況

県内の事業所数（民営・非農林漁業）は、平成24年（2012年）の24万4,263事業所から、平成26年（2014年）には24万8,465事業所に増加しましたが、平成28年（2016年）には23万9,966事業所と、減少に転じています。

事業所数の産業別構成比の推移をみると、第2次産業の割合が低下し、第3次産業の割合が上昇しています。



資料：総務省「事業所・企業統計調査」(18年)、「経済センサス」(21年～)

また、本県の企業数を規模別構成比で見ると、中小企業の構成比は99.8%であり、このうち小規模企業は全企業数の86.6%となっています。

規模別企業数(平成28年(2016年)6月時点)

	埼玉県		全国	
	企業数	構成比(%)	企業数	構成比(%)
大企業	272	0.2	11,157	0.3
中小企業	161,341	99.8	3,578,176	99.7
うち、小規模企業	139,968	* 86.6	3,048,390	* 84.9
合計	161,613	100.0	3,589,333	100.0

資料：中小企業庁「2021年版中小企業白書」(総務省「平成28年経済センサス」再編加工)

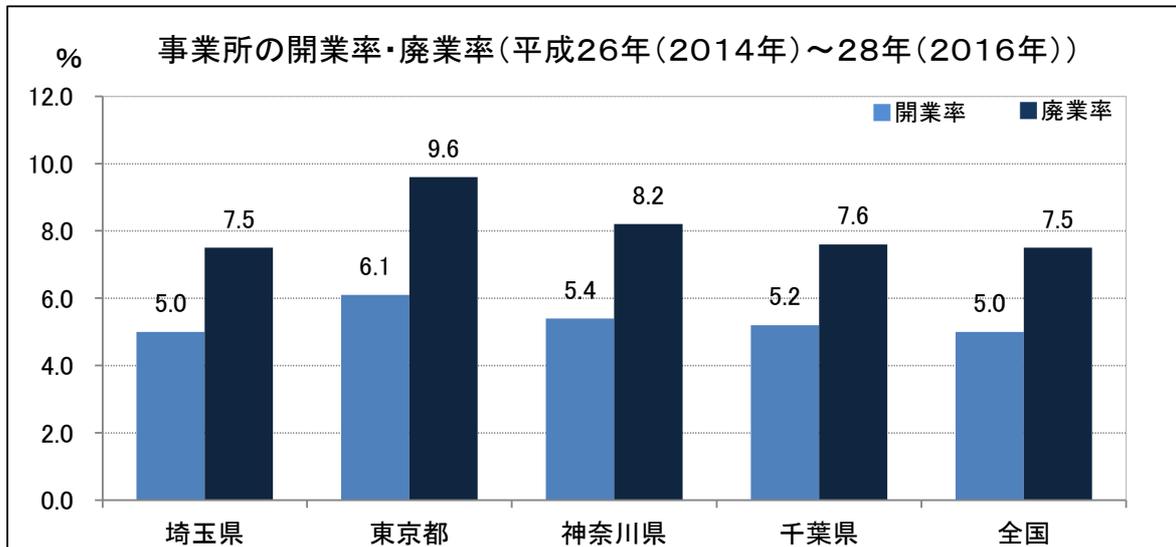
※ 企業区分は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)の定める区分による。

* 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合

* 県内総生産：県内に所在する生産主体が生産活動を行った結果、新たに生み出された付加価値額の総計。県内産出額から中間投入を控除したもの。県内総生産に見合う付加価値は支出面からも捉えることができ、県内総支出と呼ばれる。

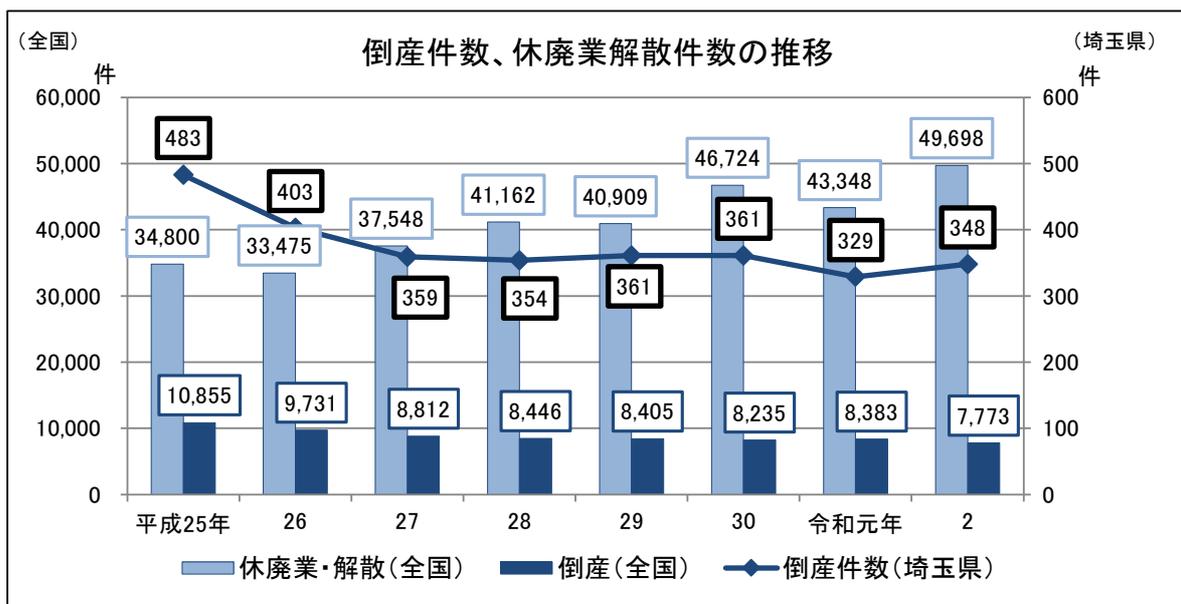
(3) 開・廃業の状況

本県の平成26年(2014年)から平成28年(2016年)までの事業所の開業率*は5.0%、廃業率*は7.5%であり、全国と同水準となっています。



資料:総務省「平成28年経済センサス」を基に推計

中小企業白書によると、全国的に企業倒産件数は減少傾向が続いていた中で、令和2年(2020年)は資金繰り支援策等の効果もあり30年ぶりに8,000件を下回る水準となりました。一方、倒産には集計されない休廃業・解散件数は、増加傾向が続いており、背景には構造的な要因として経営者の高齢化や後継者不足があります。



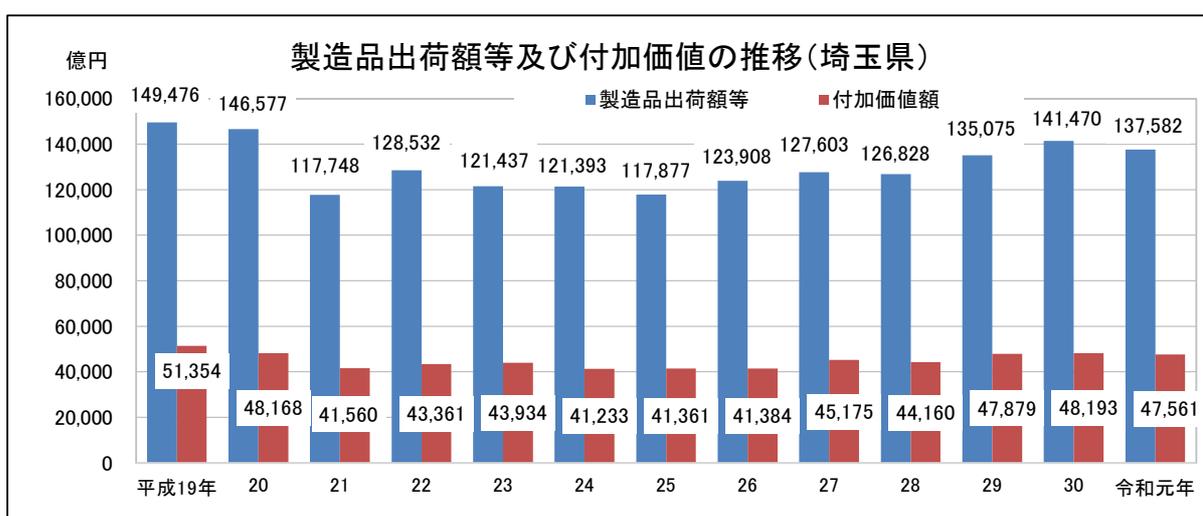
資料:中小企業庁「2021年版中小企業白書」
 (株)東京商工リサーチ「2020年「休廃業・解散企業」動向調査」、「倒産月報」
 ※ 倒産件数は負債額1,000万円以上

(4) 製造業の動向

本県の製造品出荷額等は、平成19年(2007年)の1兆9,476億円から、いわゆるリーマンショック*後の平成21年(2009年)には1兆7,748億円にまで減少しました。

その後は1兆1~1兆3円台で推移していましたが、平成30年(2018年)に1兆4円台まで戻り、令和元年(2019年)は前年比減ながら1兆3,582億円で全国第6位となっています。

製造業の生み出す付加価値額も、平成21年(2009年)以降増加傾向で推移していましたが、令和元年(2019年)は前年比減で4兆7,561億円となっています。



資料: 経済産業省「工業統計調査」

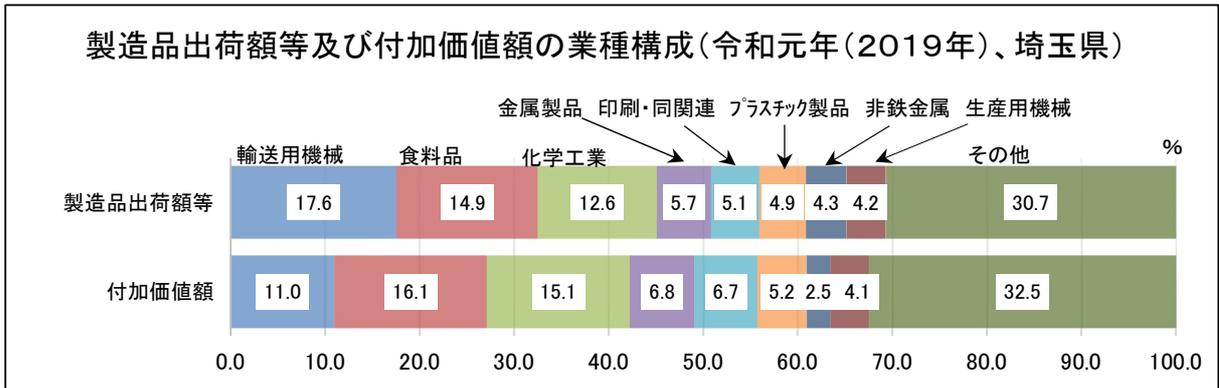
* **開業率・廃業率**: 日本では、開業率・廃業率の算出方法として公に定義されたものはないが、一般には、総務省の「事業所・企業統計調査」及び「経済センサス」の結果に基づいて、次のような算出方法がとられている。

開(廃)業率 = 前回調査から今回調査までの年平均の開(廃)業事業所数 / 前回調査時点の事業所数

* **リーマンショック**: 平成20年(2008年)9月に起きたアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、世界各国の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、世界的な金融不安が深刻化した。

製造品出荷額等の業種別構成比をみると、「輸送用機械器具製造業」が17.6%と最も高く、次いで「食料品製造業」が14.9%、「化学工業」が12.6%の順となっています。

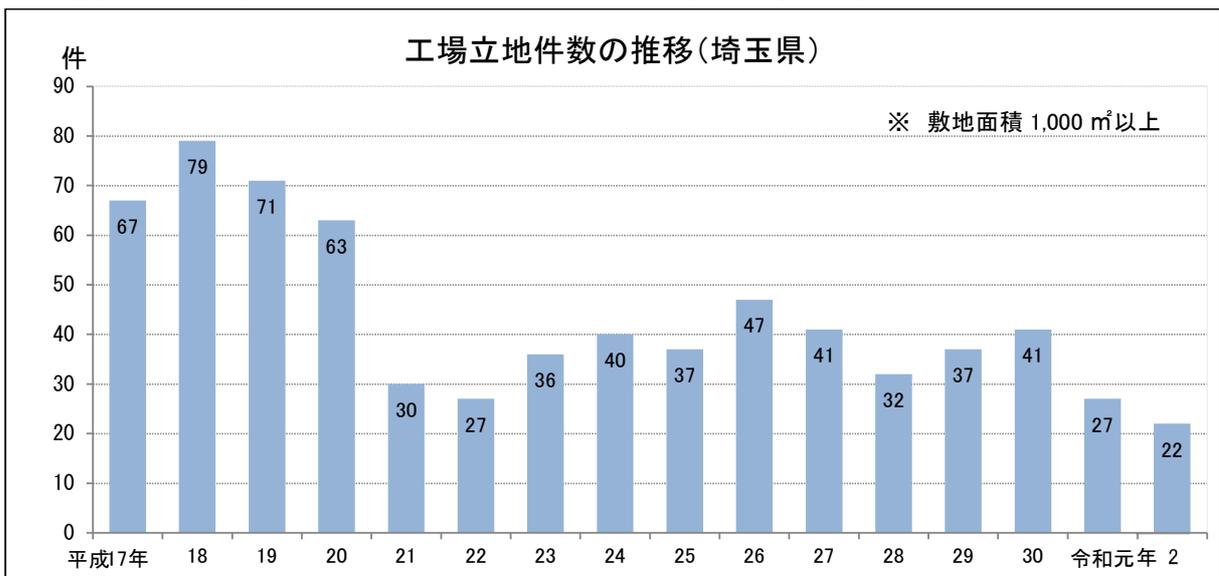
付加価値額の構成比では「食料品製造業」が16.1%と最も高く、次いで「化学工業」が15.1%、「輸送用機械器具製造業」が11.0%となっています。



資料: 経済産業省「工業統計調査」

(5) 工場立地の状況

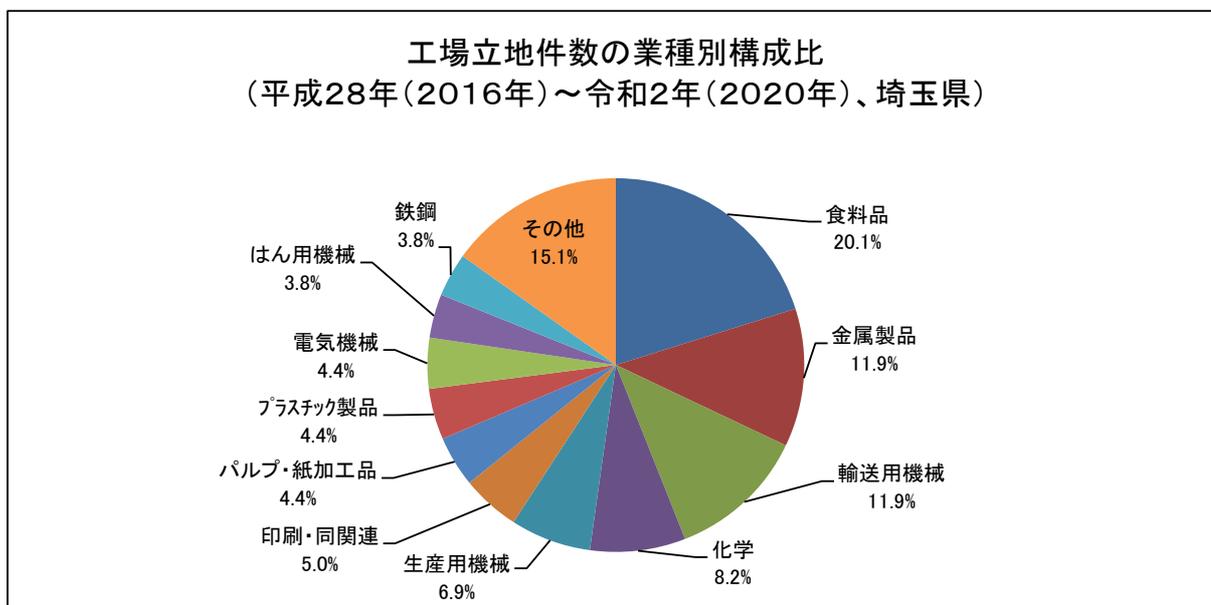
経済産業省の「工場立地動向調査」によると、本県の工場立地件数(敷地面積1,000㎡以上)は、平成18年(2006年)には79件だったものが、リーマンショック*後の平成22年(2010年)には27件まで減少しました。その後は持ち直し、40件前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、令和2年(2020年)は22件となりました。



資料: 経済産業省「工場立地動向調査」

平成28年（2016年）から令和2年（2020年）までの5年間の立地件数の業種別構成比をみると、「食料品製造業」が20.1%（32件）と最も多く、次いで「金属製品製造業」、「輸送用機械器具製造業」がそれぞれ11.9%（19件）となっています。

本県の立地優位性の高まりにより、今後も企業立地が進むことが見込まれます。

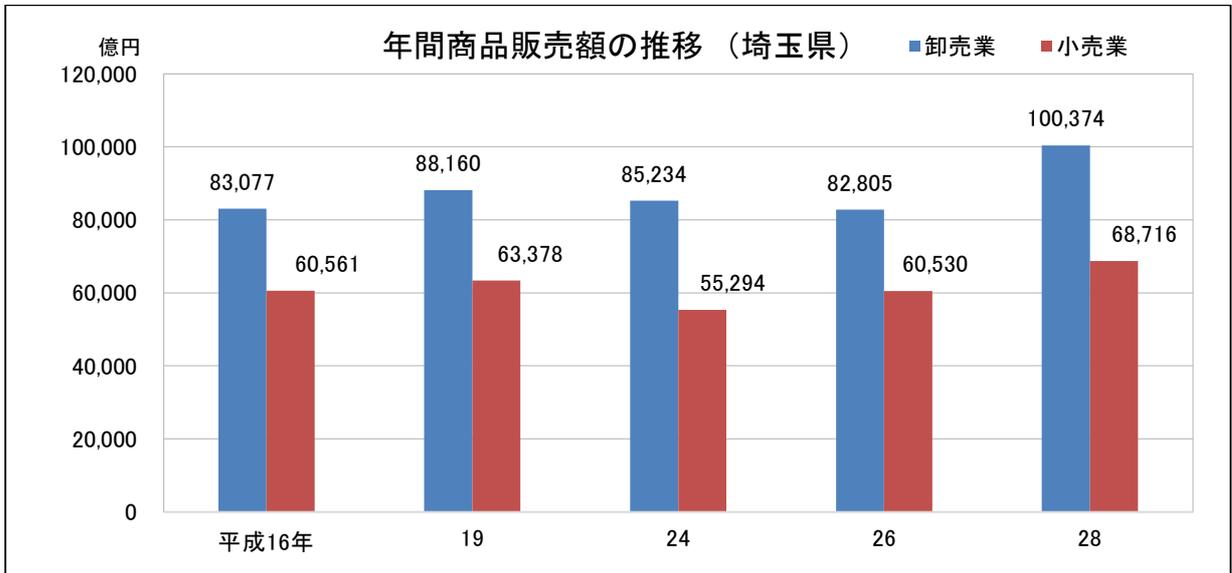


資料: 経済産業省「工場立地動向調査」

* **リーマンショック**: 平成20年（2008年）9月に起きたアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、世界各国の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、世界的な金融不安が深刻化した。

(6) 商業・サービス産業

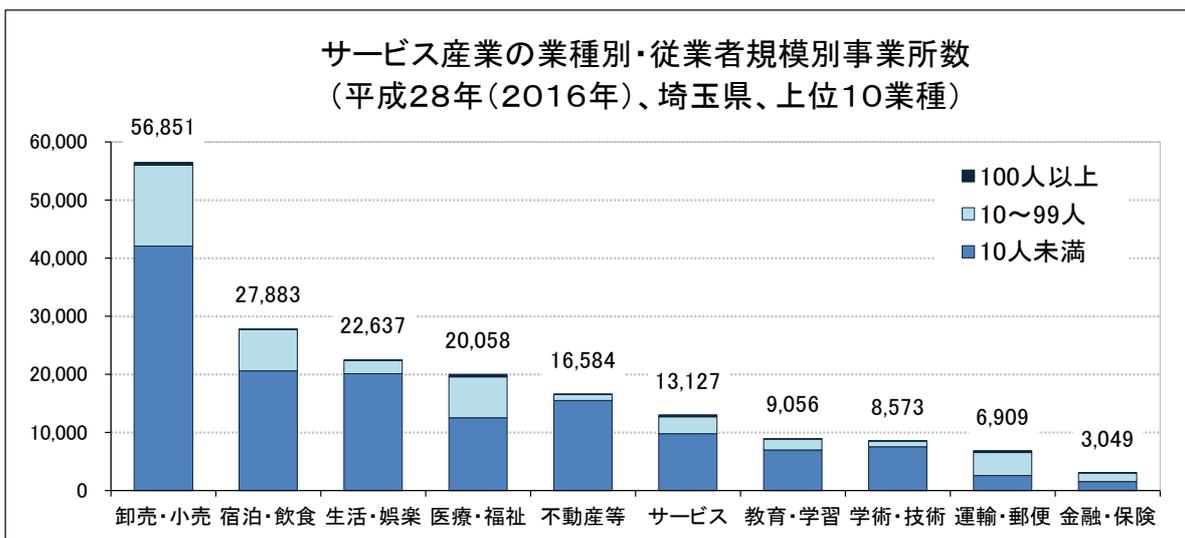
本県の平成16年(2004年)以降の年間商品販売額をみると、卸売業は8~10兆円、小売業は6兆円前後で推移しています。平成28年(2016年)経済センサス*によると、卸売業が10兆374億円、小売業が6兆8,716億円、合計16兆9,090億円で全国第7位となっています。



資料: 経済産業省「商業統計調査」(16, 19, 26年)、総務省「経済センサス」(24, 28年)

サービス産業の事業所数を平成28年(2016年)経済センサスの第3次産業で見ると187,480事業所となっています。

産業大分類別では、「卸売業、小売業」が56,851事業所(構成比30.3%)と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が27,883事業所(14.9%)、「生活関連サービス業、娯楽業」が22,637事業所(12.1%)、「医療、福祉」が20,058事業所(10.7%)の順となっています。



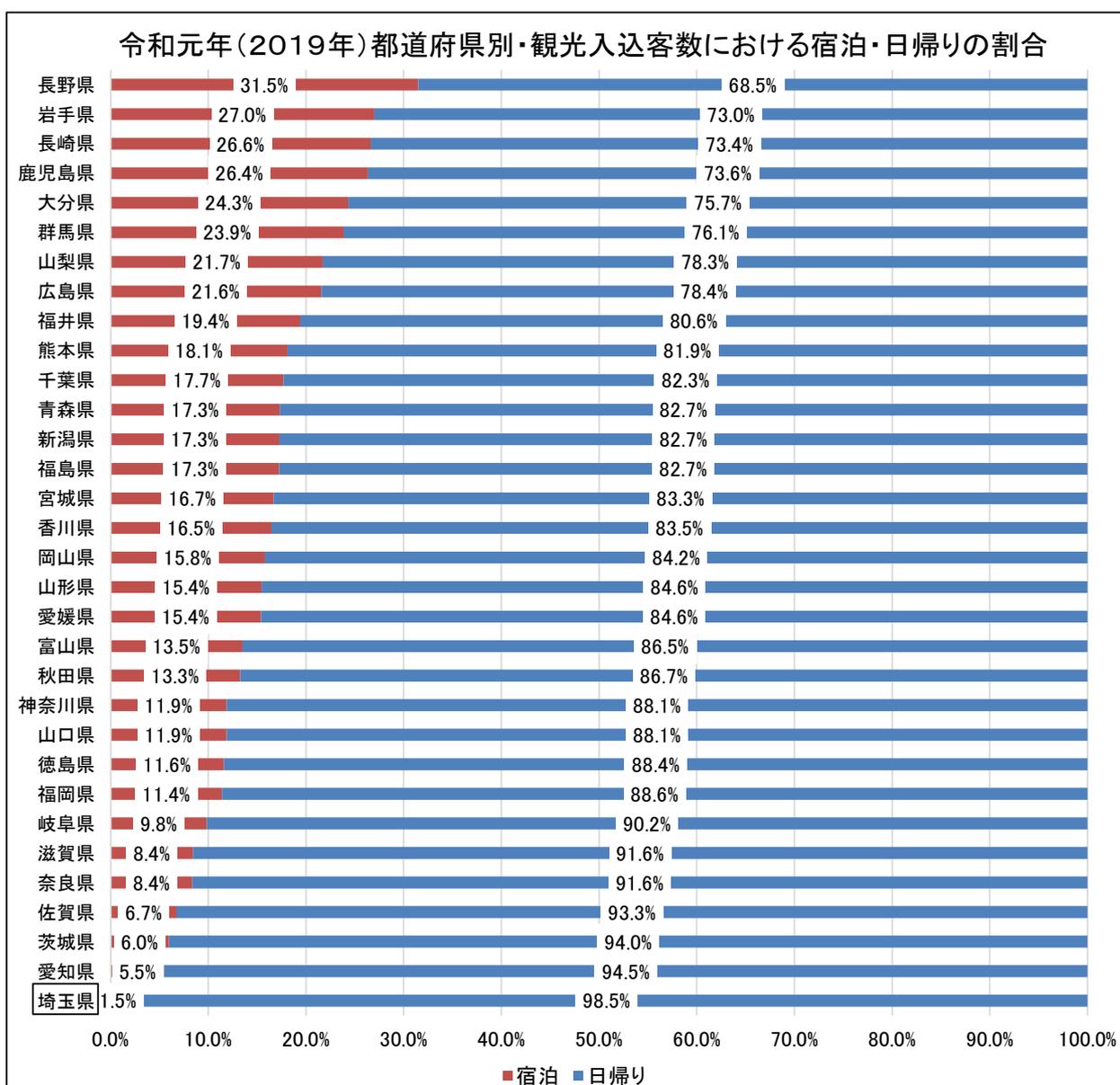
資料: 総務省「平成28年経済センサス」

(7) 観光

令和2年(2020年)の本県の観光入込客の数は7,349万人となっています。

宿泊・日帰り別で見ると、宿泊が1.5%、日帰りが98.5%と全国的に見て宿泊の割合が非常に低いことが特徴です。

令和2年(2020年)の1人当たりの観光消費額は、県内の日帰り客が4,493円、県外からの日帰り客が5,695円、県内の宿泊客が13,919円、県外からの宿泊客が15,955円となっています。



資料:観光庁の共通基準による観光入込客統計における観光入込客数(集計済の32県。その他都道府県は集計中)
 ※令和2年(2020年)のデータは集計済の都道府県が少ないため令和元年(2019年)のデータを使用

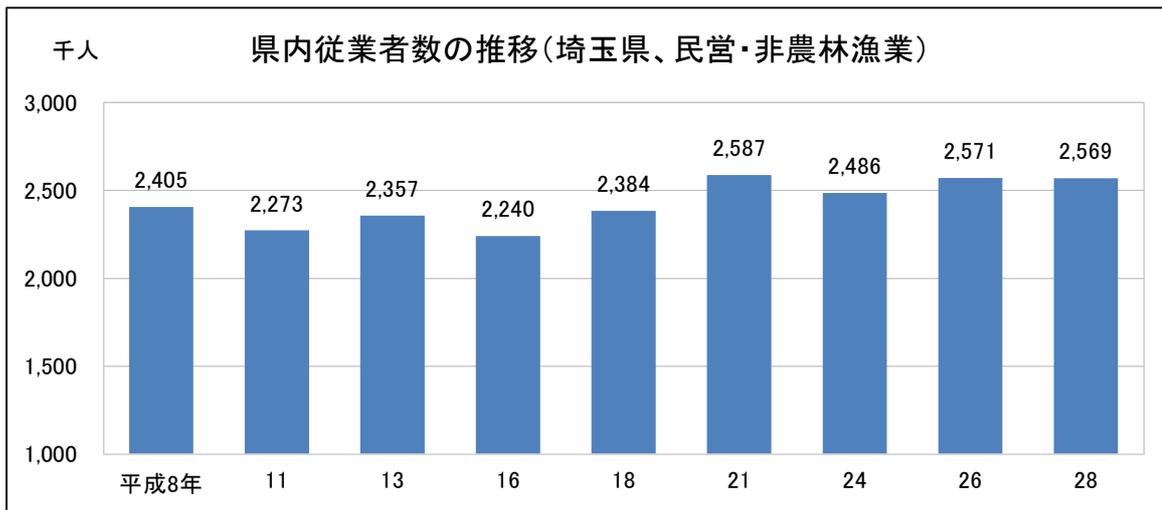
* **経済センサス**:事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とした調査。事業所・企業の基本的構造を明らかにする基礎調査と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする活動調査がある。

2 就業構造と雇用の動向

(1) 従業者数

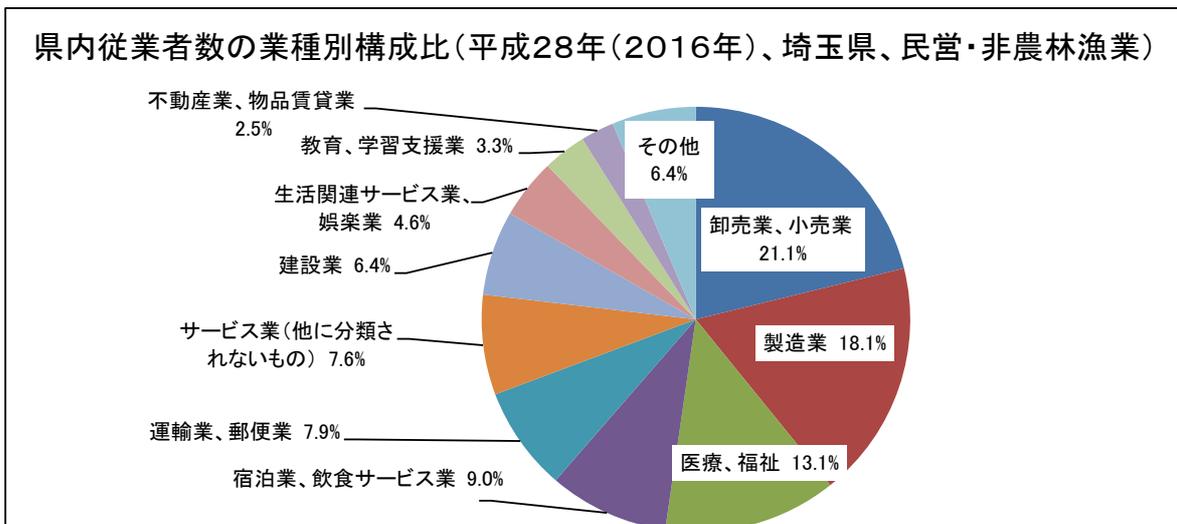
平成28年(2016年)の県内の民営事業所(農林漁業を除く。)における従業者数は256万9千人で、全国第5位となっています。

製造業などの第2次産業が減少傾向にある一方、サービス業などの第3次産業は増加傾向が続いています。



資料：総務省「事業所・企業統計調査」(~18年)、「経済センサス」(21年~)

業種別にみると、「卸売業、小売業」の割合が21.1%と最も高く、次いで「製造業」が18.1%、「医療、福祉」が13.1%となっています。また、平成26年(2014年)と比較して従業者数が増加しているのは「医療、福祉」(12,966人増加)、「運輸業、郵便業」(7,733人増加)などの業種となっています。



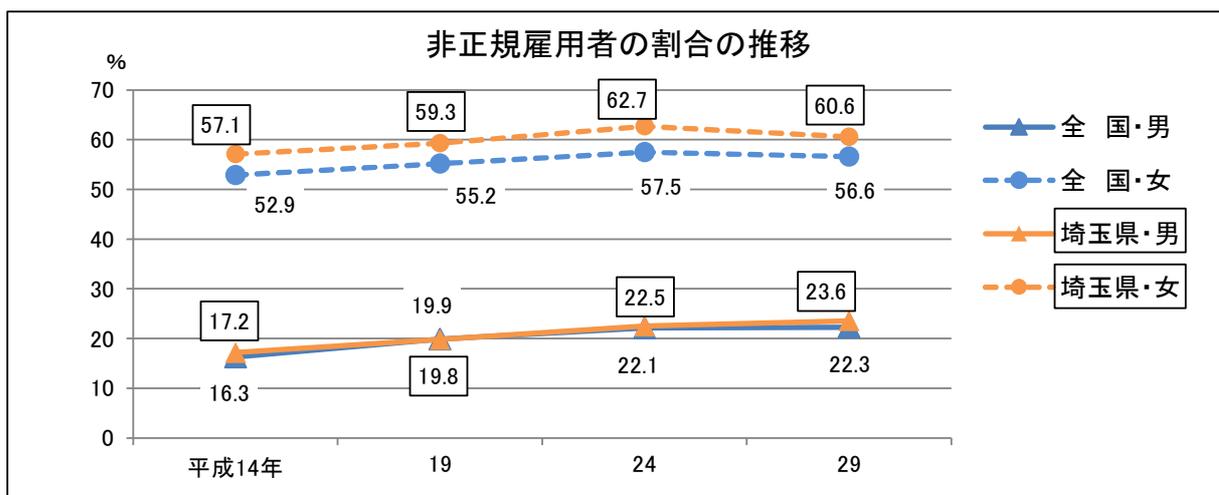
資料：総務省「平成28年経済センサス」

(2) 雇用形態

本県の非正規雇用者*の割合の推移をみると、男性は平成14年(2002年)の17.2%から平成29年(2017年)の23.6%へ、女性は57.1%から60.6%へ上昇しています。

非正規雇用者の割合は、平成24年(2012年)まで、全国、本県ともに男女で上昇傾向にありましたが、平成29年(2017年)の割合は女性に若干の下降傾向が見られます。

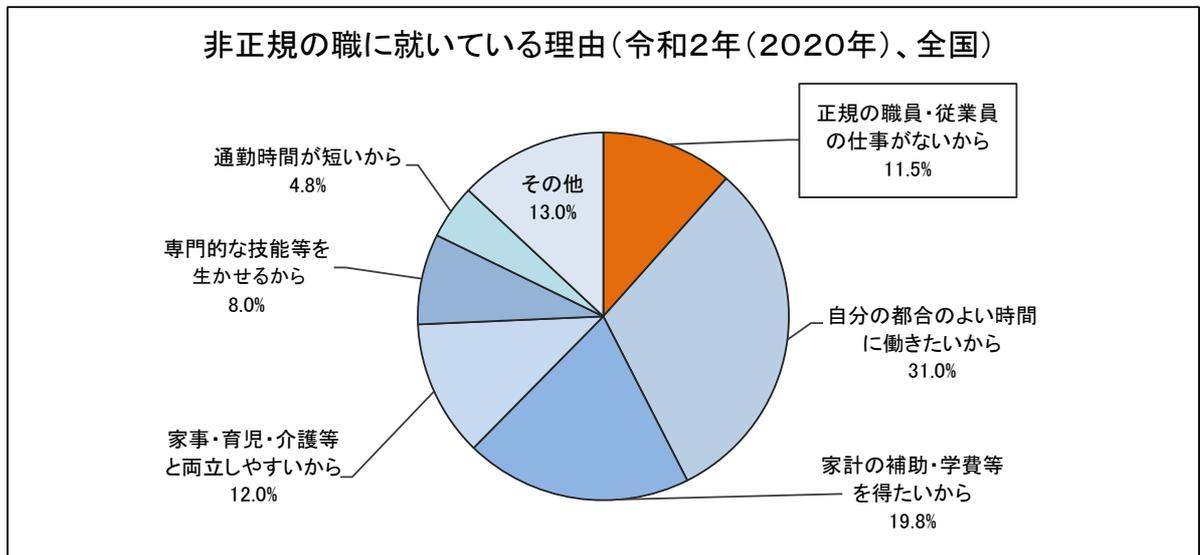
また、女性の非正規雇用者の割合は、全国より高い割合で推移しています。



資料:総務省「就業構造基本調査」

*非正規雇用者: 期間の定めのないフルタイムの労働契約で働く労働者を正規雇用者とし、それ以外の雇用者の総称。総務省統計局の労働力調査では、勤め先で一般社員・正社員などと呼ばれている人を「正規の従業員」、それ以外のパート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などを「非正規の従業員」と分類している。

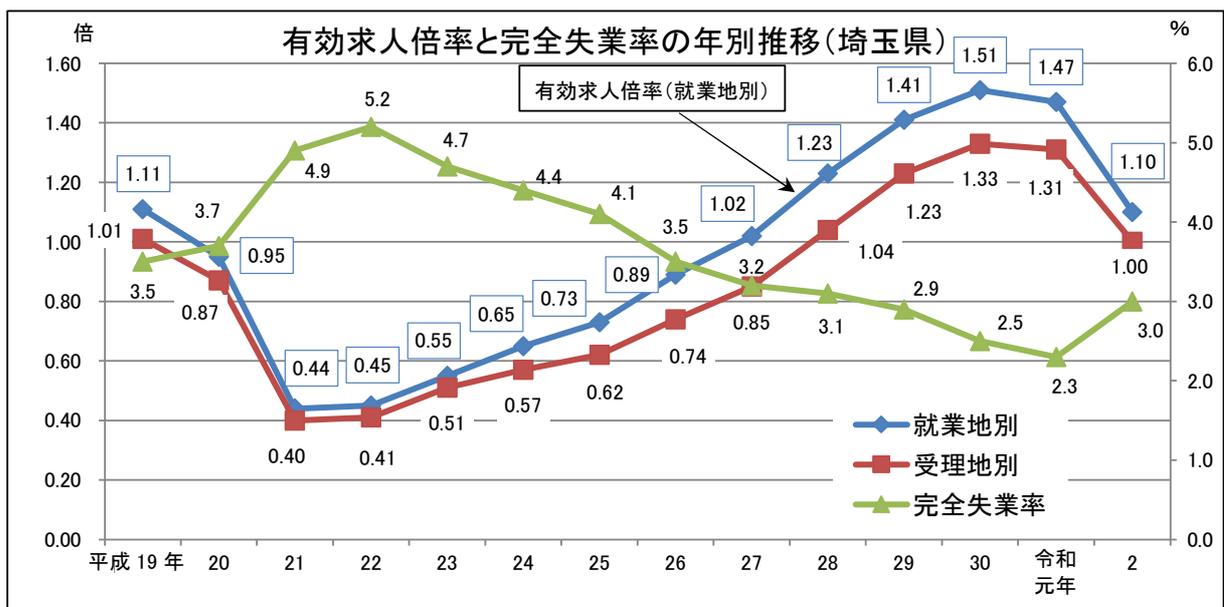
非正規の職に就いている理由をみると、「正規の職員・従業員の仕事がない」ため、不本意ながら非正規雇用の職に就いている人は11.5%となっています。正規雇用の職に就けるよう、就職氷河期世代*に対する支援や、育児、介護を両立しやすい職場環境づくりなどの取組を引き続き進めていく必要があります。



資料:総務省「労働力調査」

(3) 有効求人倍率*・失業率の推移

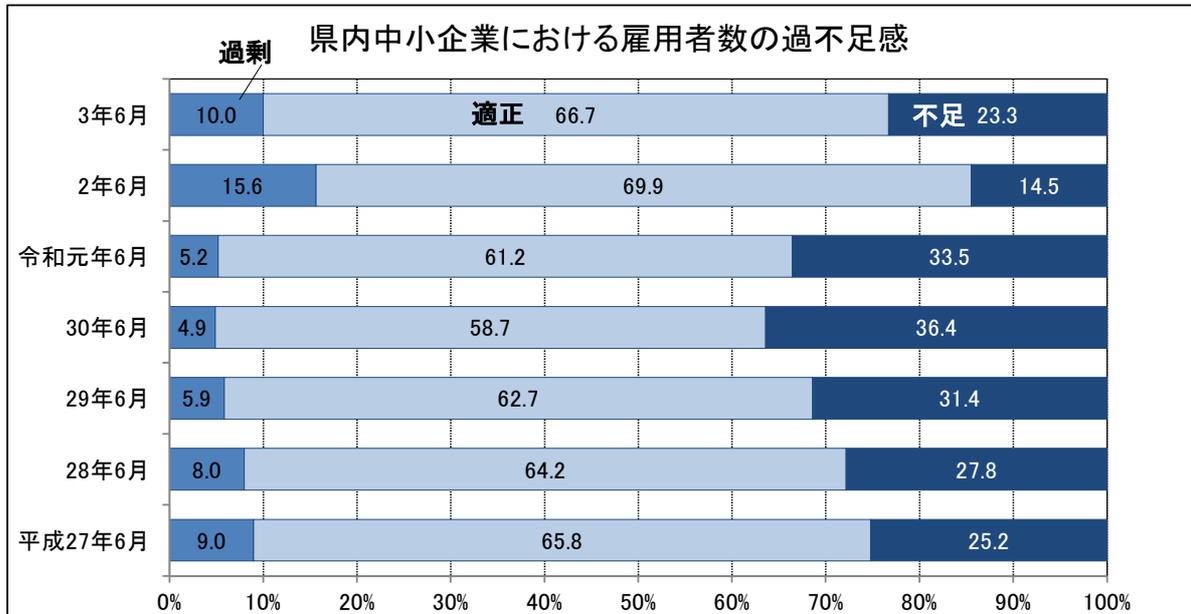
平成20年(2008年)のリーマンショック*後、本県の雇用情勢は急激に悪化し、その後は改善傾向が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に情勢が変化し、令和2年(2020年)の有効求人倍率(就業地別)は1.10倍、完全失業率*は3.0%となっています。



資料:総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

また、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度（2020年度）の埼玉県四半期経営動向調査で県内中小企業における雇用者数の不足感は減少しましたが、令和3年度（2021年度）の調査では、2年ぶりに「不足」が「過剰」を上回りました。

人材確保は今後も経営上の重要な課題となっています。

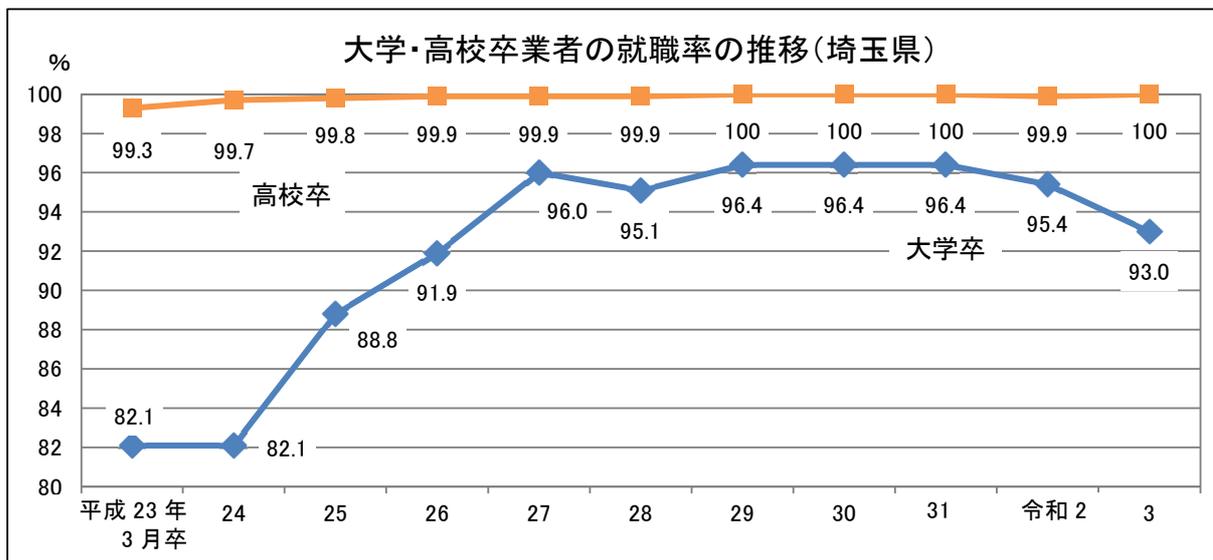


資料：埼玉県「埼玉県四半期経営動向調査」

- * **就職氷河期世代**：おおむね平成5年（1993年）～平成16年（2004年）に学校卒業期を迎え、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代をいう。希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にある、社会参加に向けた支援を必要とする、といった様々な課題に直面する方が多数存在している。
- * **有効求人倍率**：ハローワーク（公共職業安定所）に登録されている有効求職者数に対する有効求人数の割合。各都道府県内のハローワークが受理した求人数を求職者数で除した「受理地別有効求人倍率」と、企業の所在地ではなく実際に就業する都道府県を求人地として試算した求人数を求職者数で除した「就業地別有効求人倍率」がある。
- * **リーマンショック**：平成20年（2008年）9月に起きたアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、世界各国の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、世界的な金融不安が深刻化した。
- * **完全失業率**：総務省の労働力調査による、15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた労働力人口に占める完全失業者の割合。完全失業者とは、次の3つの条件を満たす者をいう。①仕事がなく調査期間中に全く仕事をしなかった（就業者でない） ②仕事があればすぐに就くことができる ③調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）

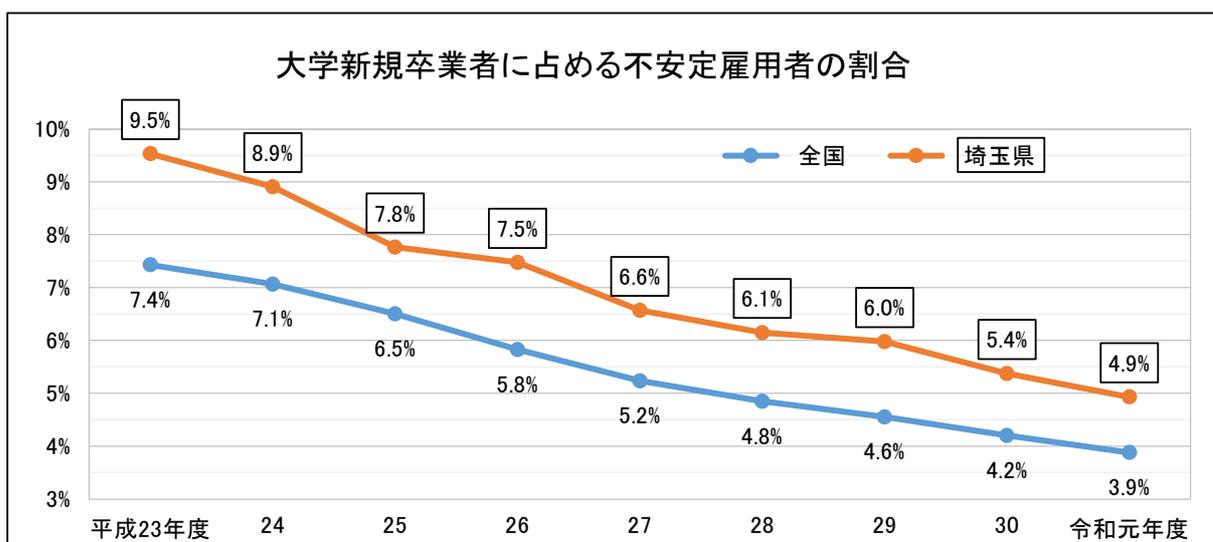
(4) 若年者の就業状況

新規学卒者の就職率は増加傾向が続いていましたが、令和2年（2020年）から大学卒業者の就職率が悪化し、令和3年（2021年）3月は93.0%となっています。令和3年（2021年）3月の高校卒業者の就職率は100%となっています。



資料：埼玉労働局「令和3年3月大学等卒業者就職内定状況」（令和3年4月1日現在）
 埼玉労働局「令和3年3月新規高等学校卒業者職業紹介状況」（令和3年5月末現在）

一方で、県内の大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合は全国より高いものの下降傾向にあり、令和元年度（2019年度）は4.9%となっています。

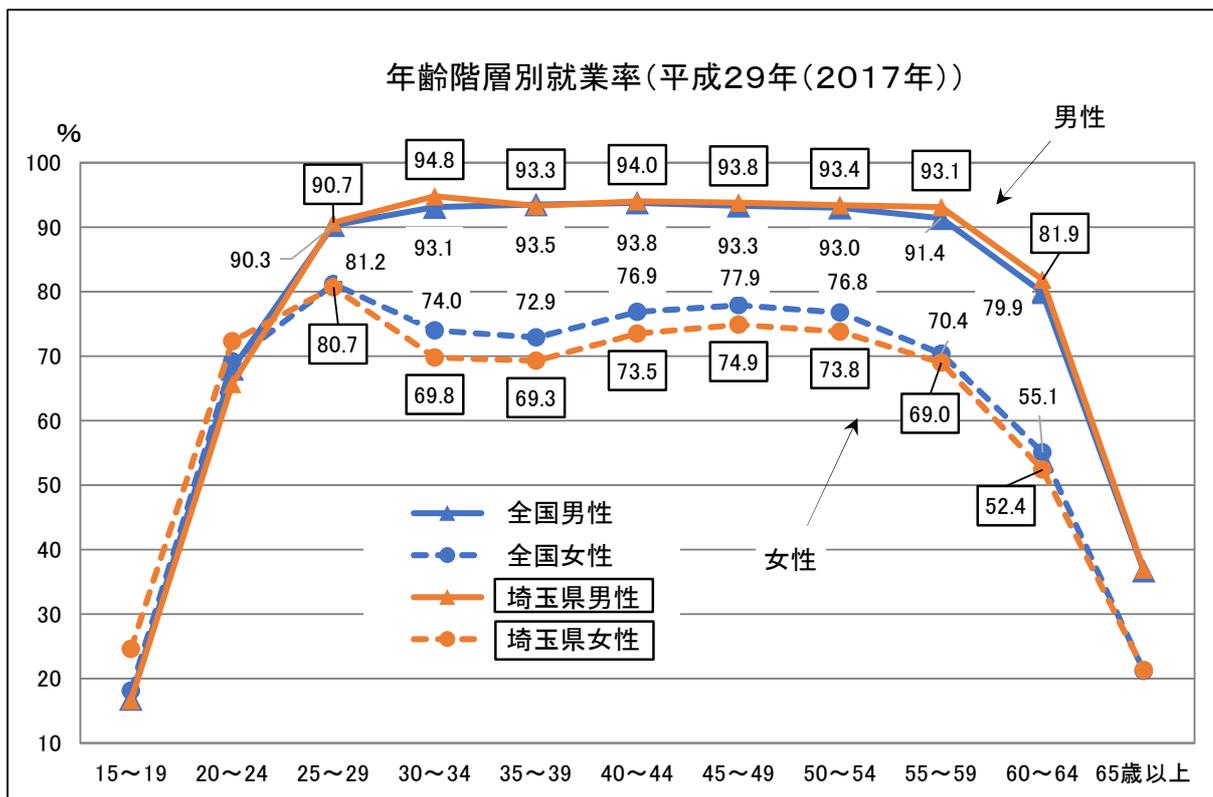


資料：文部科学省「学校基本調査」
 ※不安定雇用者とは有期雇用労働者及び臨時労働者のこと

(5) 女性の就業状況

女性の年齢階層別就業率は、結婚や出産を機に30歳代で一度落ち込む、いわゆるM字カーブとなっており、本県の場合は全国よりもM字の谷が深くなっています。

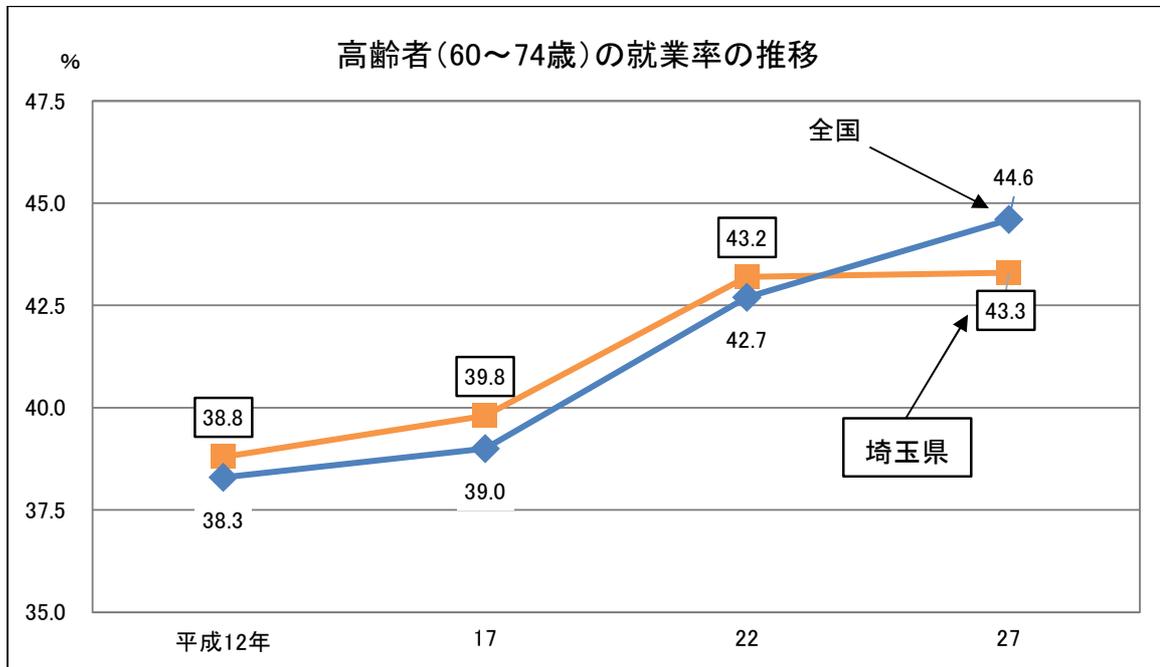
就業する意欲のある女性が生き生きと活躍できる環境を整備し、就業を支援していく必要があります。



資料:総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」

(6) 高齢者の就業状況

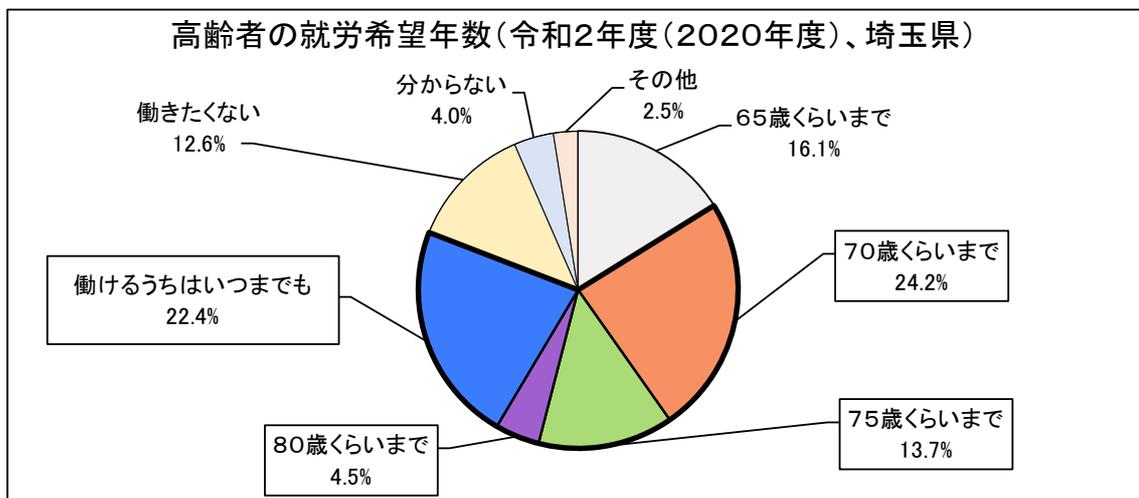
本県における60歳から74歳までの高齢者の就業率は上昇しており、本県の平成27年(2015年)の就業率は43.3%となっています。しかし、全国と比較すると伸び率が低く、全国平均を下回っています。



資料:総務省「国勢調査」

また、令和2年度(2020年度)に実施した県政サポーターアンケートによると、65歳以降も働き続けたいと考える高齢者は64.8%となっています。

生産年齢人口*が減少していく中で本県経済の活力を維持するためには、高齢者が働きやすい職場を増やすとともに、セカンドキャリアの形成や企業とのマッチングを支援することなどにより、就業を希望する高齢者がその能力を発揮し活躍できる環境づくりを行う必要があります。

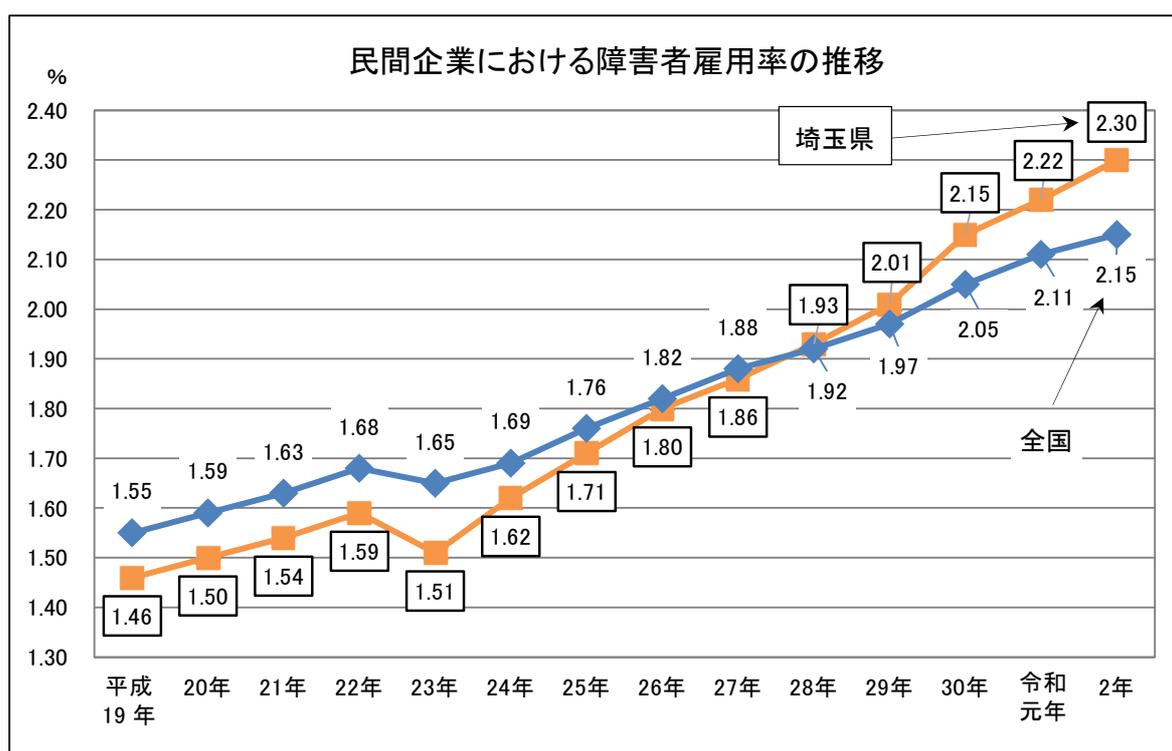


資料:埼玉県「令和2年度第164回県政サポーターアンケート」

(7) 障害者雇用の状況

民間企業における障害者雇用率をみると、本県では令和2年（2020年）に2.30%となっており、全国の2.15%と比べると0.15ポイント高くなっています。

平成28年（2016年）以降全国比では雇用率は高く推移していますが、就労を希望する障害者が能力と適性を発揮できるよう、障害者雇用の拡大と職場定着支援を更に進める必要があります。



資料：厚生労働省「障害者雇用状況」

* 生産年齢人口：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳から64歳までの人口。

現状と課題を踏まえた 取組の方向性と目指す姿

現状と課題を踏まえた取組の方向性と目指す姿

第1章 社会経済情勢の変化

○人口減少・肩車型社会の到来

- ・総人口の減少
- ・高齢者の増加
- ・生産年齢人口*の減少

○グローバル経済の動向

- ・コロナ禍によるグローバル経済の停滞
- ・事業継続を可能とする
サプライチェーン*構築の必要性
- ・越境EC*などデジタルツールの活用が拡大

○身近に迫る脅威

- ・激甚化・頻発化する自然災害
- ・感染症やサイバーテロなど新たな脅威
- ・事業継続力強化の必要性

○新たな社会への進展

- ・コロナ禍によりキャッシュレス決済やテレワーク*などが浸透
- ・社会全体のDX*実現への期待

○カーボンニュートラル*に向けた動き

- ・令和2年（2020年）10月「2050年カーボンニュートラル」宣言
- ・カーボンニュートラルへの取組を産業構造の転換、成長を生み出す機会と捉える動きが加速

○充実していく交通ネットワーク

- ・道路網、鉄道網の充実による本県の優位性の向上

第2章 埼玉県の産業・労働の現状と課題

○産業構造

- ・人口減少・高齢化の進行により、国内市場縮小、経済成長低下が懸念
- ・中小・小規模企業が99.8%
- ・経営者の高齢化や後継者不足により、休廃業・解散が増加傾向
- ・令和元年の製造品出荷額等は前年比減ながら全国6位
- ・工場立地件数は令和元年から減少
- ・観光入込客数の98.5%が日帰り客

○就業構造と雇用の動向

- ・非正規雇用者*の割合は上昇傾向（女性は若干下落）
- ・有効求人倍率*は令和元年（2019年）から、完全失業率*は令和2年（2020年）から悪化
- ・県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合は全国平均よりも高い
- ・女性の就業率は全国平均を下回る
- ・高齢者の6割以上が65歳以降も就労希望

*生産年齢人口：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳から64歳までの人口。

*サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。

*越境EC：EC（Electronic Commerce（電子商取引））を介して、本国以外の消費者や企業に物品やサービスを販売すること。

*テレワーク：Tele（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

*DX：デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

*カーボンニュートラル：人間活動を発生源とする温室効果ガス排出量と吸収源等による除去量が均衡する（実質的な排出量がゼロとなる）こと。

*非正規雇用者：期間の定めのないフルタイムの労働契約で働く労働者を正規雇用者とし、それ以外の雇用者の総称。総務省統計局の労働力調査では、勤め先で一般社員・正社員などと呼ばれている人を「正規の従業員」、それ以外のパート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などを「非正規の従業員」と分類している。

取組の方向性

- 生産年齢人口の減少やグローバル経済の動向等も踏まえた経済活性化への取組
- 自然災害や感染症など身近な脅威への備え
- DXやカーボンニュートラルなど新たな動きへの対応
- 若者・女性・高齢者・障害者など多様な人材が活躍できる環境の構築
- 企業が求める人材の育成を支援

目指す姿

「持続可能な経済成長の実現」

環境変化や新たな社会の動きに対応するとともに、身近な脅威にも備えることで、レジリエンス*を確保し、持続的な経済成長を実現している。

「誰もが働きがいを感じながら能力を発揮できる社会の実現」

多様な人材が安心して働きがいを感じながら、それぞれの能力を発揮できる社会を実現している。

目指す姿に向けての施策展開

1 産業を振興し、稼げる力を高める

- 施策1 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援
- 施策2 新たな産業の育成と企業誘致の推進
- 施策3 商業・サービス産業の育成
- 施策4 魅力ある観光の推進

2 誰もが安心して活躍できる社会をつくる

- 施策5 幅広い世代への就業支援
- 施策6 多様な働き方の推進と働きやすい職場環境の整備
- 施策7 女性・高齢者が働きやすい環境づくりと就業・起業支援
- 施策8 障害者の就労支援
- 施策9 産業人材の確保・育成

*有効求人倍率：ハローワーク（公共職業安定所）に登録されている有効求職者数に対する有効求人数の割合。各都道府県内のハローワークが受理した求人数を求職者数で除した「受理地別有効求人倍率」と、企業の所在地ではなく実際に就業する都道府県を求人地として試算した求人数を求職者数で除した「就業地別有効求人倍率」がある。

*完全失業率：総務省の労働力調査による、15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた労働力人口に占める完全失業者の割合。完全失業者とは、次の3つの条件を満たす者をいう。①仕事がなく調査期間中に全く仕事をしなかった（就業者でない） ②仕事があればすぐに就くことができる ③調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）

*レジリエンス：英語で「強靱さ」を意味する言葉。地域においては、災害などの突発的な変化や平常時の重圧に対して、より着実に耐久し、適応するための能力とされている。

第3章

施 策 展 開

I 産業を振興し、稼げる力を高める

ポストコロナ*社会において、デジタル技術などを活用した新たな産業の育成や企業の生産性の向上を進め、「稼げる力」を高めることが重要です。

経営革新*やDX*の取組、自然災害等の危機への備え、事業承継をはじめとする課題への対応など、変化に向き合う中小企業・小規模事業者を支援します。

県内企業が将来にわたって成長・発展できるよう、新たな産業の育成につながるイノベーションを支援するとともに、企業誘致の推進により産業の集積を図ります。

商店街のにぎわいづくりを推進するとともに、生産性向上や次代を担う人材育成の支援など、商業・サービス産業の育成を推進します。

地域資源を活用した魅力ある観光を推進し、国内外からの観光誘客を促進します。

施策1 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援

施策2 新たな産業の育成と企業誘致の推進

施策3 商業・サービス産業の育成

施策4 魅力ある観光の推進

***ポストコロナ**：世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を境に価値観や行動様式の転換が起き、社会に定着する期間。

***経営革新**：事業者が新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図ること。中小企業等経営強化法における経営革新計画承認制度は、経営革新に関する計画（3～8年間）を知事が承認する制度。

***DX**：デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

施策1 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援

- 身近な支援機関である商工団体との連携により中小企業・小規模事業者の経営革新*を支援し稼げる力を強化します。
- ポストコロナ*社会、新しい生活様式*に対応し、継続した成長を実現するため中小企業・小規模事業者の業種・業態転換、事業再構築等を支援します。
- 中小製造業やサービス産業などが取り組むデジタル化への支援を強化することでDX*を推進し、生産性の向上やビジネスモデルの変革につなげます。
- 新技術開発や新製品開発への支援により県内産業の成長を促進するとともに、ビジネスマッチングによる販路拡大や海外展開への支援を推進します。
- 創業前の相談から創業後のフォローアップまで創業・ベンチャー企業*を一貫して支援します。
- 中小企業制度融資により、中小企業の円滑な資金調達を支援します。
- 自然災害や感染症など危機への対応を強化するため、事業継続計画（BCP*）策定の取組を支援します。
- 事業承継をはじめとする様々な経営課題に対してプッシュ型で支援します。
- SDGs*に取り組む企業を低利な融資等により支援します。
- カーボンニュートラル*に資する設備投資や新技術開発等に取り組む企業を支援します。
- 北部地域の産業振興等を図るため、北部地域振興交流拠点の検討を推進します。

***経営革新**：事業者が新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図ること。中小企業等経営強化法における経営革新計画承認制度は、経営革新に関する計画（3～8年間）を知事が承認する制度。

***ポストコロナ**：世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を境に価値観や行動様式の転換が起き、社会に定着する期間。

***新しい生活様式**：新型コロナウイルス感染症が、長期間にわたり感染拡大するのを防止するために、厚生労働省が公表した行動指針の名称。

***DX**：デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

***ベンチャー企業**：革新的なアイデア・技術や高度な知識をもとに、創造的・革新的な経営により、大企業では実施しにくい新しい形態のサービスやビジネス（ベンチャービジネス）を展開する中小企業。

***BCP**：Business Continuity Plan（業務継続計画又は事業継続計画）の略。自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、中核となる業務（事業）の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における業務（事業）継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

***SDGs**：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27年（2015年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

***カーボンニュートラル**：人間活動を発生源とする温室効果ガス排出量と吸収源等による除去量が均衡する（実質的な排出量がゼロとなる）こと。

主な取組

1 商工団体の事業に対する支援

- (1) 経営改善普及事業*など商工団体の事業に対する支援

2 経営革新の取組等への支援

- (1) 商工団体と連携した経営革新の取組への支援
- (2) 商工団体や専門家等と連携した業種・業態転換、事業再構築等の支援

3 DX支援

- (1) デジタル技術の活用による生産性の向上などのDX支援
- (2) セミナー等によるデジタル技術活用に係る普及啓発、個別相談や専門家派遣によるデジタル技術の活用支援などサービス産業におけるDX支援

4 新技術・新製品開発支援

- (1) 埼玉県産業技術総合センター*による新技術・新製品開発支援
- (2) 産学連携支援センター埼玉*による産学連携支援
- (3) 知的財産総合支援センター埼玉*による知的財産の有効活用支援

5 販路開拓の支援

- (1) ビジネスマッチングなどによる受注確保・販路拡大の支援

6 県内企業の海外展開支援

- (1) 海外市場におけるビジネスサポート
- (2) 海外を目指す県内企業の裾野拡大と新たな事業展開の支援

7 創業・ベンチャー企業の支援

- (1) 創業・ベンチャー支援センター埼玉*による創業前の相談から創業後のフォローアップまでの一貫した創業支援の実施
- (2) ビジネスマッチングなど成長が期待されるベンチャー企業の支援

8 資金調達の円滑化支援

- (1) 中小企業制度融資による金融支援

***経営改善普及事業**：小規模事業者を対象に、商工会議所・商工会の経営指導員が、金融、税務、経理、労務、商取引など経営上の様々な課題に対し相談に応じる制度。

***埼玉県産業技術総合センター**：県内の大学や試験研究機関、中小企業支援機関との密接な連携の下、中小企業やベンチャー企業の研究開発から試作品の作製、事業化に至るまでの一貫したプロセスを、技術面から総合的に支援する県の機関。川口市にあるSKIPシティ内にあり、支所として熊谷市に北部研究所を有する。

***産学連携支援センター埼玉**：さいたま市内の新都心ビジネス交流プラザで（公財）埼玉県産業振興公社が運営する産学連携の総合支援窓口。産学連携に関する「つなぎ役」の機能を強化し、産学連携支援の拠点となるため、県とさいたま市が共同で設置している。

***知的財産総合支援センター埼玉**：さいたま市内の新都心ビジネス交流プラザで（公財）埼玉県産業振興公社が運営する中小企業の知的財産に関する総合相談窓口。特許流通支援等のサービスの提供や知的財産に関するセミナーの開催なども行っている。

***創業・ベンチャー支援センター埼玉**：さいたま市内の新都心ビジネス交流プラザで（公財）埼玉県産業振興公社が運営する、創業を目指す人や創業間もない人、ベンチャー企業に対する総合相談窓口。開業の諸手続やビジネスプランの作成など、創業に関する様々な相談に対応するほか、各種セミナーの開催や創業支援に関する各種情報の提供を行っている。

9 事業継続計画（BCP*）策定に向けた取組の支援

(1) BCPに関する意識啓発及び策定支援

10 事業承継等の経営課題への支援

- (1) 事業承継をはじめとする経営課題へのプッシュ型支援
(2) 事業承継・引継ぎ支援センター*との連携
(3) 事業承継に関する税制上の特例制度の適用のための認定

11 SDGs*に取り組む企業への支援

- (1) 埼玉県SDGsパートナー登録企業*への融資の実施
(2) SDGsに資する新技術や新商品を開発した企業への表彰、SDGsに関するセミナーの実施などSDGsの普及啓発

12 カーボンニュートラル*に取り組む企業への支援

- (1) カーボンニュートラル実現に向けた取組に必要な設備投資に係る融資の実施
(2) カーボンニュートラルに資する新技術や新製品の開発等に対する支援

13 北部地域振興交流拠点の検討推進

- (1) 北部地域の産業振興等を目的とした北部地域振興交流拠点の検討推進

指 標

■ 経営革新*計画の承認件数 ※

目標値	5,000件（令和4年度～令和8年度の累計）
-----	------------------------

※ 「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新計画の知事の承認件数

■ 県の支援による創業件数 ※

目標値	1,000件（令和4年度～令和8年度の累計）
-----	------------------------

※ 県が支援したもので、県が把握する創業件数

*BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画又は事業継続計画）の略。自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、中核となる業務（事業）の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における業務（事業）継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

*事業承継・引継ぎ支援センター：中小企業の事業承継や事業存続に関する様々な課題の解決を支援するため、産業競争力強化法に基づき、国が各都道府県に設置している公的相談窓口。埼玉県においては、さいたま商工会議所が国から委託を受けて事業を実施している。

*SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27年（2015年9月）の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

*埼玉県SDGsパートナー登録企業：SDGsの取組を自ら実施、公表する県内企業・団体等を「埼玉県SDGsパートナー」として県が登録。

*カーボンニュートラル：人間活動を発生源とする温室効果ガス排出量と吸収源等による除去量が均衡する（実質的な排出量がゼロとなる）こと。

*経営革新：事業者が新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図ること。中小企業等経営強化法における経営革新計画承認制度は、経営革新に関する計画（3～8年間）を知事が承認する制度。

施策2 新たな産業の育成と企業誘致の推進

- ポストコロナ*社会に向けて、デジタル技術を活用した製品等の開発・事業化など、新たな産業につながるイノベーションを支援します。
- 農業大学校跡地などを活用し、成長産業の集積を促進します。
- S K I Pシティ*を活用した映画祭の開催や次世代映像産業を支える人材育成などにより映像関連産業の振興を支援します。
- ワンストップなサポート体制により企業ニーズに応じた企業誘致活動を推進するとともに、フォローアップの充実により立地企業の定着及び再投資を促進します。

主な取組

1 新たな産業の育成につながるイノベーション支援

- (1) A I*・I o T*、ロボットをはじめとしたデジタル技術の活用支援
- (2) デジタル技術を活用した製品等の開発・実証支援
- (3) 技術開発に係るマッチング・相談支援
- (4) 農業大学校跡地などを活用した成長産業の集積促進
- (5) 新たな産業を担う高度人材の育成

2 S K I Pシティを活用した映像関連産業の振興

- (1) 映画祭の開催と制作・上映支援事業による人材の発掘
- (2) 撮影から編集・制作、作品の上映までの一貫した支援による次世代映像産業を支える人材の育成
- (3) インキュベートオフィス*入居者をはじめとした映像事業者の映像制作活動の幅広い支援

3 企業誘致活動の実施

- (1) 企業のニーズに応じ、スムーズでワンストップなサポート体制による企業誘致の推進
- (2) 圏央道以北地域などへの企業誘致の推進
- (3) フォローアップの強化による、立地企業の定着支援と再投資促進

指 標

■ 企業（製造業）が生み出す付加価値額 ※1

現状値	4.8兆円（令和元年）
目標値	4.8兆円（令和8年）※2

※1 従業者4人以上の製造業を営む事業所が生み出す付加価値額（事業所の生産活動において新たに生み出された価値。製造品出荷額などから原材料費や減価償却費などを差し引いたもの）

※2 新型コロナウイルス感染症の大きな影響からの回復を目指す目標値

■ 新規の企業立地件数 ※

目標値	250件（令和4年度～令和8年度の累計）
-----	----------------------

※ 令和4年度以降、県内に立地した工場・研究所などの累計件数

* **ポストコロナ**：世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を境に価値観や行動様式の転換が起き、社会に定着する期間。

* **SKIPシティ**：Saitama Kawaguchi Intelligent Parkの略。中小企業の振興と次世代映像産業の導入・集積並びに国際競争力を備えた人材育成を目的とした施設。このうち、彩の国ビジュアルプラザでは、映像ミュージアムやインキュベートオフィス、各種貸出施設等を備えており、今後の映像産業を支える人材の育成を図っている。

* **AI**：Artificial Intelligenceの略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び当該機能の活用に関する技術。

* **IoT**：Internet of Things（モノのインターネット）の略。あらゆるモノがインターネットにつながっている状況、あるいはその技術。例えば、家庭ではテレビやエアコンなどの家電製品がインターネットにつながることで外出先から操作が可能となる。また、生産現場では産業機械がインターネットにつながることで全体管理が可能となり、生産の効率化などが期待されている。

* **インキュベートオフィス**：創業を支援するため、事業を開始しようとする者又は開始から間もない者に対して提供するオフィス。

施策3 商業・サービス産業の育成

- 市町村や商工団体と連携して集客イベントへの助成を実施するなど、地域で頑張る商店街の活動を支援します。
- コロナ禍を契機にデジタル化が進む中、商業・サービス産業事業者に対してセミナー等によりデジタル技術の活用に係る普及啓発を推進するとともに、個別相談や専門家派遣によりデジタル技術の活用を支援します。
- ワークショップなどの実践型の人材育成事業により、若手事業者等の地域商業の次代を担う人材の育成を進めます。
- サービス産業の経営革新*計画策定を支援し生産性の向上を図るとともに、付加価値を高めるため商品開発、業態転換、新サービス創出を支援します。

主な取組

- 1 商店街のにぎわいづくりと環境整備の支援**
 - (1) 地域で頑張る商店街のにぎわい創出支援
 - (2) 商店街の快適で安全な環境づくり支援
- 2 商業・サービス産業におけるデジタル技術活用支援**
 - (1) セミナー等によるデジタル技術活用に係る普及啓発
 - (2) 個別相談や専門家派遣によるデジタル技術の活用支援
- 3 商業・サービス産業を担う人材の育成**
 - (1) 若手事業者、事業者グループ、商工団体職員等に対するワークショップなどによる実践型の人材育成
- 4 サービス産業の生産性の向上と成長段階に対応した経営支援**
 - (1) 生産性向上を目指す経営革新の取組への支援
 - (2) サービス産業の付加価値を高める新商品・新サービスの創出支援

指 標

■ サービス産業の労働生産性 ※

現状値	391.9万円（平成30年度）
目標値	459.2万円（令和8年度）

※ サービス産業に従事する就業者1人当たりの県内純生産額（政府サービス・金融及びインフラ関連産業を除く。）

* **経営革新**：事業者が新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図ること。中小企業等経営強化法における経営革新計画承認制度は、経営革新に関する計画（3～8年間）を知事が承認する制度。

施策4 魅力ある観光の推進

- 観光客が安心して本県を訪れることのできる環境整備と情報発信を行うとともに、ポストコロナ*を見据えて、外国人観光客の誘致を推進します。
- eスポーツ*イベントやVTuber*など、デジタル技術を活用した広報等により観光客の誘致を行います。
- アニメや食、歴史文化、自然等、埼玉ならではの地域資源を活用した、多彩なツーリズムを推進します。
- 県産品をブランド化しPRするとともに販路拡大を支援します。

主な取組

1 ポストコロナを見据えた観光づくりの推進

- (1) 観光客が安心して本県を訪れることのできる環境整備と情報発信
- (2) ポストコロナを見据えた外国人観光客の誘致の推進

2 デジタル技術を活用した観光客の誘致

- (1) VR*などを活用したバーチャル観光の展開
- (2) eスポーツイベントやVTuber*など、デジタル技術を活用した広報等による観光客誘致

3 埼玉らしさを活用した観光づくり

- (1) アニメや食、歴史文化、自然等、多様な観光資源の発掘・磨き上げ
- (2) 県民・市町村・企業・団体など多様な主体との連携・協働による観光客の誘致・回遊の促進
- (3) 観光施策の推進体制の充実・強化
- (4) アニメなどの地域資源を活用した体験型観光*や、多彩なツーリズムの促進
- (5) 特命観光大使*等の活用の推進
- (6) 観光振興を担う人材の育成と観光インフラ整備構想の研究・推進

4 県産品のブランド化と販売拡大

- (1) 県産品のブランド化によるPR、販路拡大支援
- (2) 民間事業者等との連携による県産品の販売促進

指 標

■ 観光客1人当たりの観光消費額 ※

① 県外からの宿泊客

現状値	15,955円（令和2年）
目標値	29,300円（令和8年）

② 県外からの日帰り客

現状値	5,695円（令和2年）
目標値	8,700円（令和8年）

※ 県外からの宿泊客及び日帰り客1人1回当たりの旅行における消費額

■ 本県で観光・レジャーなどを楽しむ人の数 ※

現状値	7,349万人（令和2年）
目標値	1億6,000万人（令和8年）

※ 県内の観光地及び祭り、イベントなどに訪れた人数の合計（観光入込客の数）

■ 外国人観光客数 ※

現状値	8万人（令和2年）
目標値	<u>97万人</u> （令和8年）

※ 1年間に本県を訪れた外国人観光客数（推計）

* **ポストコロナ**：世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を境に価値観や行動様式の転換が起き、社会に定着する期間。

* **eスポーツ**：エレクトロニック・スポーツ（Electronic Sports）の略。コンピュータゲーム（ビデオゲーム）をスポーツ競技として捉える際の名称。

* **VTuber**：YouTubeに代表される動画共有サービスにおいて、アニメーションキャラクターを用いて、動画を公開するユーザーの総称。

* **VR**：Virtual Realityの略。現実にはない世界又は体験し難い状況をCGによって仮想空間上に作り出す技術。

* **体験型観光**：その地域でしか体験できない要素を取り入れた旅行の形態。具体的には、景観を生かしたサイクリングツアー、地域の食を巡るフードツアー、自然を生かしたアクティビティなどがある。

* **特命観光大使**：県内外からの観光客誘致の拡大、県産品の販売拡大を図るため、県の観光や物産の魅力を自発的かつ積極的に発信する意思のある本県ゆかりの著名人を「埼玉特命観光大使」に任命している。

II 誰もが安心して活躍できる社会をつくる

生産年齢人口*の減少やポストコロナ*における産業構造の変化が見込まれる中、就業を希望する誰もが意欲と能力に応じて活躍できる社会をつくることが重要です。

自らの意欲や希望に合わせて、雇用の安心と働きがいを感じながら働けるよう、幅広い世代の就業を支援します。

働く方が個々の状況に応じて、多様な働き方を選択できるよう、テレワーク*など企業による働き方改革*への取組を支援するとともに、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進します。

社会経済情勢の変化も踏まえ、女性や高齢者、障害者の方の就業・起業、就労支援に取り組み、多様な人材が能力を発揮できる社会をつくりまします。

多様な人材が活躍する場として、県内企業の人材確保を支援するとともに、求職者への職業訓練や在職者へのスキルアップ支援、デジタル人材の育成など、新たな時代に対応した産業人材の育成に取り組みまします。

施策5 幅広い世代への就業支援

施策6 多様な働き方の推進と働きやすい職場環境の整備

施策7 女性・高齢者が働きやすい環境づくりと就業・起業支援

施策8 障害者の就労支援

施策9 産業人材の確保・育成

***生産年齢人口**：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳から64歳までの人口。

***ポストコロナ**：世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を境に価値観や行動様式の転換が起き、社会に定着する期間。

***テレワーク**：Tele（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

***働き方改革**：働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革。改革を実現するための施策として、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援等がある。

施策5 幅広い世代への就業支援

- 就業や正規雇用化を希望する幅広い世代に対して、相談から就職まで一人一人の状況に応じたきめ細かい支援を行います。
- 新卒者・学卒未就職者や若年無業者*など若者が自らの望むキャリアを形成し、安定した生活を送れるよう支援します。
- 就職氷河期世代*の不本意非正規雇用*者の正社員化を支援します。

主な取組

1 幅広い世代への就業支援

- (1) 埼玉しごとセンター*における就職相談、セミナー等の就業支援
- (2) 不本意非正規雇用者の正規雇用化の支援
- (3) 高等技術専門学校*や民間委託による求職者を対象とした職業訓練の実施

2 新卒者・学卒未就職者や若年無業者など若者への就業支援

- (1) 県内企業で働くことの魅力についての県内大学生への普及啓発
- (2) 合同面接会等の実施による県内大学生の県内企業への就職支援
- (3) 埼玉しごとセンター若者コーナー*における就業支援
- (4) 若者自立支援センター埼玉*における就職相談や職業体験等による若年無業者への就業支援

3 就職氷河期世代への就業支援

- (1) 就職氷河期世代の正社員化に向けた研修やキャリアカウンセリング、合同面接会等の実施
- (2) 企業に対する就職氷河期世代の受入体制づくりや定着支援の実施

指 標

■ 就業率 ※

現状値	61.2%（令和2年）
目標値	<u>62.2%</u> （令和8年）

※ 本県における15歳以上の人口に占める就業者の割合。

■ 県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合 ※

現状値	4.9%（令和元年度）
目標値	3.9%（令和8年度）

※ 県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者（有期雇用労働者及び臨時労働者）の割合

- * **若年無業者**：15～34歳の非労働力人口（就業者と完全失業者以外の者）のうち、家事も通学もしていない者。
- * **就職氷河期世代**：おおむね平成5年（1993年）～平成16年（2004年）に学校卒業期を迎え、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代をいう。希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にある、社会参加に向けた支援を必要とする、といった様々な課題に直面する方が多数存在している。
- * **不本意非正規雇用**：正規の職員・従業員の仕事がないために、やむを得ず非正規雇用の職につくこと。
- * **埼玉しごとセンター**：武蔵浦和合同庁舎（ラムザタワー）に開設している総合就業支援施設。県が行う就職相談等のサービスとハローワークの職業紹介を一体化し、相談から就職までスムーズかつスピーディーにワンストップの支援に努めている。令和3年（2021年）4月に、「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」から名称変更を行った。
- * **高等技術専門学校**：職業能力開発促進法に基づき、県が設置している職業能力開発校の名称。求職者及び在職者を対象に職業訓練を実施しており、県内に6校1分校ある。また、高等技術専門学校の一施設である職業能力開発センターでは障害者を対象とした職業訓練も実施している。
- * **埼玉しごとセンター若者コーナー**：さいたま市にある、39歳以下及び正社員経験の少ない44歳以下の方・学生を対象に、就職相談から職業紹介までワンストップで支援する施設。
- * **若者自立支援センター埼玉**：川口市にある、15歳から49歳までの、原則として仕事をしておらず学生でない求職活動中の者を対象に、相談事業、労働体験事業等の自立支援をする施設。親・家族への相談事業、セミナー等も実施。

施策6 多様な働き方の推進と働きやすい職場環境の整備

- コロナ禍において進展した企業におけるテレワーク*などの柔軟な働き方への取組の支援を行うことで働き方改革*を推進します。
- 仕事と家庭の両立に向けた企業の取組を支援し、男女がともに生き生きと働ける環境づくりを推進します。
- ハラスメントやメンタルヘルスへの対策などを通じて、誰もが安心して働きやすい職場環境づくりを推進します。
- 労働関係法令の普及啓発や労働相談などを通じて労使間の個別労働紛争の未然防止と解決を促進します。

主な取組

1 働き方改革の推進

- (1) テレワークなど柔軟な働き方の推進
- (2) 生産性向上や同一労働同一賃金の実現など課題の解決に取り組む企業の支援
- (3) 男性の育休取得など働き方の見直しの推進
- (4) 副業・兼業など新しい働き方に関する情報の提供

2 働きやすい職場環境づくりの推進

- (1) 多様な働き方実践企業*の認定や認定区分のステップアップ支援による質の向上、求職者へのPR強化の実施
- (2) 仕事と介護・子育て・病気治療等との両立支援
- (3) ハラスメントやメンタルヘルス対策に関するセミナー等の実施
- (4) 若手社員の職場定着及び人材育成支援
- (5) 企業内保育所の設置促進

3 労使関係の安定

- (1) 勤労者や企業などへの労働関係法令の普及啓発
- (2) 労働相談などによる職場のトラブルの解決支援

指 標

■ 多様な働き方実践企業のうちプラチナ認定企業の割合 ※

現状値	18.6%（令和2年度末）
目標値	27.5%（令和8年度末）

※ 多様な働き方実践企業のうち、9の認定項目中7項目以上に該当し、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進に積極的に取り組み、多様な働き方を実現している企業であるプラチナ認定企業の割合

- * **テレワーク**：Tele（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。
- * **働き方改革**：働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革。改革を実現するための施策として、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援等がある。
- * **多様な働き方実践企業**：仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークや短時間勤務など、多様な働き方を実践しているとの県の認定を受けた企業。

施策7 女性・高齢者が働きやすい環境づくりと就業・起業支援

- 女性や高齢者が、それぞれの意欲に応じて能力を存分に発揮して活躍できるよう、働きやすい環境の整備を進めるとともに、就業・起業を支援します。
- 多様な働き方実践企業*の認定などにより女性が働きやすい環境づくりを進めるとともに、埼玉県女性キャリアセンター*による就業支援等を実施します。
- 定年の廃止や定年・継続雇用の年齢延長、高齢者が働きやすい環境づくりを企業に働き掛けるとともに、埼玉県セカンドキャリアセンター*による就業支援等を実施します。

主な取組

1 女性の働きやすい環境の整備

- (1) 多様な働き方実践企業の認定や認定区分のステップアップ支援による質の向上、求職者へのPR強化の実施（再掲）
- (2) 企業内保育所の設置促進（再掲）

2 女性の就業・復職・起業支援

- (1) 埼玉県女性キャリアセンターにおける就業及びキャリアアップのワンストップ支援
- (2) 子育て等を理由に離職した女性に対する復職支援
- (3) 女性が受講しやすい民間教育訓練機関への委託による職業訓練の実施
- (4) 創業・ベンチャー支援センター埼玉*における女性のための起業支援

3 高齢者の働きやすい環境の整備

- (1) 企業訪問による定年の廃止や働きやすい環境づくりの推進等の働き掛け、シニア活躍推進宣言企業*の開拓・認定

4 高齢者の就業・起業支援

- (1) 埼玉県セカンドキャリアセンターによる就職支援セミナーや就職相談、職業紹介の実施、企業への求人開拓等の支援
- (2) 職業訓練をはじめとした高齢者のリカレント教育*機会の提供
- (3) 起業や在宅ワークなど多様な働き方の提案や専門アドバイザーによる相談
- (4) シルバー人材センターへの支援

指 標

■ 女性（30～39 歳、40～49 歳）の就業率 ※

現状値	30～39 歳：71.6% 40～49 歳：76.3%（令和 2 年）
目標値	30～39 歳： <u>77.2%</u> 40～49 歳： <u>79.7%</u> （令和 8 年）

※ 現状値及び目標値は、総務省統計局「労働力調査」の調査票情報を独自集計し推計値を算出。労働力調査は、都道府県別の標本設計がされていないことから、推計値の誤差が大きくなる可能性があり、幅を持って捉える必要がある。

■ 女性キャリアセンターを活用した就業確認者数 ※

目標値	9,500 人（令和 4 年度～令和 8 年度の累計）
-----	-----------------------------

※ 個別相談やセミナー等の就業支援を受けた利用者のうち、就業が確認できた人数

■ シニア活躍推進宣言企業のうち 70 歳以上の高齢者が働ける制度のある企業の数 ※

現状値	1,136 社（令和 2 年度末）
目標値	<u>2,200 社</u> （令和 8 年度末）

※ 定年の廃止や定年・継続雇用の年齢延長、働きやすい職場環境づくりなどに取り組む、県が認定した企業のうち、70 歳以上の高齢者が働ける制度のある企業の数

■ 県の就業支援による 65 歳以上の就職確認者数 ※

目標値	3,700 人（令和 4 年度～令和 8 年度の累計）
-----	-----------------------------

※ セカンドキャリアセンターなどで県の就業支援を受けた 65 歳以上の利用者のうち、就職が確認できた人数

- * **多様な働き方実践企業**：仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークや短時間勤務など、多様な働き方を実践しているとの県の認定を受けた企業。
- * **埼玉県女性キャリアセンター**：働きたい女性や働く女性を支援する就業支援施設。女性の仕事に関する相談やセミナー、職場体験、ハローワーク求人情報の検索・職業紹介を行っている。
- * **埼玉県セカンドキャリアセンター**：シニアをはじめとする全ての求職者を対象に、就職相談から職業紹介まで一体的に実施する支援拠点。県内9か所（所沢市、草加市、川越市、加須市、春日部市、深谷市、秩父市、伊奈町、さいたま市）に設置されている。
- * **創業・ベンチャー支援センター埼玉**：さいたま市内の新都心ビジネス交流プラザで（公財）埼玉県産業振興公社が運営する、創業を目指す人や創業間もない人、ベンチャー企業に対する総合相談窓口。開業の諸手続やビジネスプランの作成など、創業に関する様々な相談に対応するほか、各種セミナーの開催や創業支援に関する各種情報の提供を行っている。
- * **シニア活躍推進宣言企業**：定年の廃止や定年・継続雇用の年齢延長、働きやすい職場環境づくりなどを進めることを内外に宣言し、県が認定した企業。
- * **リカレント教育**：職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、一旦社会に出た後に行われる教育。再就職や職業能力の向上を目的に学ぶ場合に限らず、心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合、学校以外の場で学ぶ場合も含めた広い意味で使われている。

施策8 障害者の就労支援

- 障害者雇用の場を拡大するため、県内企業に対し埼玉県障害者雇用総合サポートセンター*が障害者雇用の助言・支援を行うなど障害者雇用の開拓を進めます。
- ジョブコーチ*派遣などにより就職した障害者の職場定着を支援します。
- 障害者の適性に応じた職業訓練に取り組みます。

主な取組

1 障害者の雇用支援

- (1) 障害者雇用開拓員*による企業への働き掛け
- (2) 短期雇用体験などによる障害者雇用の体験機会の提供
- (3) 企業支援アドバイザー*による具体的な雇用提案
- (4) 精神保健福祉士と精神障害者雇用アドバイザー*のチームによる精神障害者の雇用支援

2 障害者の職場定着支援

- (1) 企業へのジョブコーチの派遣等による職場定着支援
- (2) ICT*を活用した障害者の職域拡大支援

3 障害者就労支援機関*の機能や相互連携の強化

- (1) 障害者就労支援機関のスキルアップ支援
- (2) 埼玉県障害者就労支援センター等連絡協議会の開催

4 障害者の職業訓練

- (1) 障害者の適性に応じた職業訓練の実施
- (2) 国と連携した精神障害者等に対する職業訓練の指導力向上

指 標

■ 民間企業の障害者雇用率 ※

現状値	2.30%（令和2年）
目標値	法定雇用率以上（令和8年）

※ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、民間企業における障害者の雇用率。令和3年3月1日に法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられたほか、対象が常用労働者数45.5人以上から43.5人以上の企業に拡大された。

- * **埼玉県障害者雇用総合サポートセンター**：県の機関であり、企業の障害者雇用について、雇用開拓から企業支援、定着支援まで一連の支援を行っている。
- * **ジョブコーチ**：障害者が仕事を遂行し、職場に適應するため、障害者本人に対する職務の遂行や職場内のコミュニケーション等に関する支援や、事業主に対する障害特性に配慮した雇用管理等に関する支援を行う。地域障害者職業センターに配置される配置型、障害者就労支援機関等から企業に派遣される訪問型、企業内に在籍する企業在籍型がある。
- * **障害者雇用開拓員**：障害者雇用数が不足している企業に対して、障害者雇用制度や各種助成金についての説明、障害者に適した業務の提案など直接働き掛ける、埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの専門スタッフ。
- * **企業支援アドバイザー**：障害者雇用を検討する企業に、業務の検討、短期雇用体験、従業員の研修、社内での合理的配慮の方法などを提案・支援する埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの専門スタッフ。
- * **精神障害者雇用アドバイザー**：精神保健福祉士とのチーム支援で、精神障害者受入企業の拡大、就業環境の調整及び職場定着を図る、埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの専門スタッフ。
- * **ICT**：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT（Information Technology：情報技術）があるが、国際的にはICTの方が普及している。総務省の「IT政策大綱」が平成16年（2004年）から「ICT政策大綱」に変更されるなど、日本でもICTという表現が定着しつつある。
- * **障害者就労支援機関**：主なものとしては、ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、県が指定する「障害者就業・生活支援センター」（県内10か所）や、市町村が設置する「障害者就労支援センター」（県内41か所）などがあり、障害者及びその家族の求めに応じて職業相談、就職準備支援、職場定着支援などを行っている。

施策9 産業人材の確保・育成

- 高等技術専門校*等を活用し、企業の人材ニーズに対応した職業訓練を行うとともに、人材確保を支援します。またリスキリング*・リカレント教育*への取組を支援します。
- ポストコロナ*社会における産業構造や社会情勢等の変化に合わせ、人手不足分野の職業訓練やデジタル人材の確保・育成の支援等を実施します。
- ものづくり人材の育成に引き続き取り組みます。
- 学校の段階から望ましい勤労観・職業観を育み、社会人・職業人として自立できる力を身に付けるため、キャリア教育*を進めます。

主な取組

1 県内企業の人材確保・育成の支援

- (1) 高等技術専門校や民間委託による求職者を対象とした職業訓練の実施(再掲)
- (2) 企業人材サポートデスク*における企業の人材確保支援
- (3) 中小企業・小規模事業者のニーズに対応した在職者スキルアップ講習など、リスキリング・リカレント教育に関する取組への支援
- (4) 中小企業・小規模事業者が実施する認定職業訓練*への支援

2 産業構造等の変化に対応した人材確保・育成の支援

- (1) AI*・IoT*などデジタル技術を活用できる人材の育成
- (2) 介護、保育、建設等の人手不足分野の職業訓練の実施
- (3) リーダー層や女性・若手など商業・サービス産業分野を担う人材の育成
- (4) 海外展開を担う人材と海外展開する企業とのマッチング機会の創出
- (5) 外国人の雇用を検討する企業への支援

3 ものづくり人材の育成

- (1) 高等技術専門校におけるものづくり分野の職業訓練の実施
- (2) ものづくり人材などの育成のための技能検定制度*の普及
- (3) 技能五輪全国大会*等技能競技大会を活用した若年者の技能向上の支援

4 生涯を通じたキャリアの形成

- (1) 発達段階に応じたキャリア教育の充実

指 標

■ 在職者訓練による人材育成数 ※

目標値	22,500人（令和4年度～令和8年度の累計）
-----	-------------------------

※ 企業の従業員のスキルアップを図るために県が実施している技能講習を受講した人の数

■ 技能検定合格者数 ※

目標値	46,000人（令和4年度～令和8年度の累計）
-----	-------------------------

※ 主にものづくり分野の技能を公証する国家検定制度である技能検定の合格者数

- * **高等技術専門校**：職業能力開発促進法に基づき、県が設置している職業能力開発校の名称。求職者及び在職者を対象に職業訓練を実施しており、県内に6校1分校ある。また、高等技術専門校の一施設である職業能力開発センターでは障害者を対象とした職業訓練も実施している。
- * **リスキリング**：新しい職業に就くために、または今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する（させる）こと。
- * **リカレント教育**：職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、一旦社会に出た後に行われる教育。再就職や職業能力の向上を目的に学ぶ場合に限らず、心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合、学校以外の場で学ぶ場合も含めた広い意味で使われている。
- * **ポストコロナ**：世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を境に価値観や行動様式の転換が起き、社会に定着する期間。
- * **キャリア教育**：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
- * **企業人材サポートデスク**：埼玉しごとセンター内に設置している県内企業の人材確保支援の拠点。企業からの人材確保に関する相談や、求職者に訴求しやすい求人票の作成の仕方等についての支援を行うほか、企業と求職者とのマッチングのための面接会も実施。平成30年度（2018年度）からは川越市内にも同拠点を設置している。
- * **認定職業訓練**：事業主や事業主の団体等がその雇用する労働者等に対して行う教育訓練のうち、訓練科目、訓練時間、施設・設備等が職業能力開発促進法に定める基準に適合し知事の認定を受けたもの。
- * **AI**：Artificial Intelligenceの略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び当該機能の活用に関する技術。
- * **IoT**：Internet of Things（モノのインターネット）の略。あらゆるモノがインターネットにつながっている状況、あるいはその技術。例えば、家庭ではテレビやエアコンなどの家電製品がインターネットにつながることで外出先から操作が可能となる。また、生産現場では産業機械がインターネットにつながることで全体管理が可能となり、生産の効率化などが期待されている。
- * **技能検定制度**：労働者の技能の程度を検定し、国が技能を公証する制度。130職種（令和3年（2021年）4月1日現在）あり、埼玉県ではそのうち80職種程度を毎年実施している。
- * **技能五輪全国大会**：青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会。青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能に身近に触れる機会を提供するなど、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることを目的としている。全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜される（原則23歳以下）。

第4章

計画を着実に実行する仕組み

計画を着実に実行する仕組み

1 合理的根拠に基づく施策立案

より効果的・効率的に施策を展開するため、客観的データなどのファクト（事実）を積み重ねて現状を正しく把握・分析し、得られたエビデンス（合理的根拠）に基づいて施策立案を行うEBPM（Evidence Based Policy Making）の手法を取り入れ、計画を推進してまいります。

一方で、データには表れにくい現場の声を施策立案に生かすことも大切であり、県民や企業の皆様の御意見も取り入れながら計画を推進します。

2 PDCA*による施策評価

「第3章 施策展開」における9の施策ごとに、県が達成すべき水準を分かりやすく、かつ客観的に示すため、指標を設定します。

この指標の進捗状況を毎年度公表し、その評価結果を踏まえて施策の実施方法等について必要な見直しを行います。

3 様々な機関との連携

計画の推進には県のみならず、関連する様々な機関との連携が必要です。

国や市町村、企業だけでなく、大学、研究機関、経済団体及び労働団体など、適切な役割分担のもと幅広く連携し、それぞれの持つノウハウや資源を最大限に生かすことで、効果的・効率的に計画の進捗を図ります。

*PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

資料編

1 埼玉県中小企業振興基本条例

平成14年12月24日条例第98号
改正 平成24年10月16日条例第50号

埼玉県は、事業所のほとんどを中小企業が占める中小企業立県であり、中小企業が本県経済の基盤をなしている。これまで、中小企業は、生産、流通など経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域の経済と雇用を支えてきた。中小企業の振興は、単に中小企業だけでなく、経済、産業と県民生活全体にかかわる課題である。

しかし、少子高齢化により国内市場が縮小するとともに、経済のグローバル化が進展し、外国為替相場や原油価格の変動、海外における金融市場や金融機関に対する信用の低下が県内の中小企業に直接影響を及ぼすなど、中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。さらに、大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化は、中小企業の事業環境に大きな影響を与えることとなった。

このような急激な環境の変化に対処していくためには、中小企業は、自ら経営基盤の強化を図っていくことはもとより、環境の変化に対応した新たなビジネスモデルを創出するなど経営の向上に自主的かつ積極的に取り組んでいくことが求められている。

そして、中小企業が、経営の安定及び向上を図るとともに、将来にわたって健全な成長発展を図ることができるよう、産学官の連携を促進し、受注の機会の増大も含めた総合的な支援を行う必要がある。活気あふれ、生き生きと躍動し、成長し続ける埼玉を築くため、基盤となる足腰の強い、意欲ある中小企業を社会全体で育てていくことが重要である。

ここに、中小企業政策を県政の重要課題として位置付け、中小企業基本法第六条に定める地方公共団体としての県の責務を果たすため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業が埼玉県の経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を図ることにより、埼玉県経済の活性化及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有する者をいう。

2 この条例において「商工団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業者に関する団体をいう。

(基本方針)

第三条 中小企業の振興は、県が中小企業の創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国、市町村、商工団体及びその他の機関の協力を得ながら推進することを基本とする。

(中小企業の振興施策の大綱)

第四条 前条の基本方針に基づく中小企業の振興施策の大綱は、次に掲げるとおりとする。

- 一 中小企業の経営基盤の強化を支援し、経営の健全な発展に寄与する施策
- 二 中小企業の専門性を高め、技術及び新製品の開発、販路拡大、営業力の強化等の経営革新の促進に寄与する施策
- 三 中小企業の海外における事業の展開等の促進に関する施策

- 四 中小企業の経営環境等の変化への対応に関する施策
- 五 中小企業に対する金融の円滑化の推進に関する施策
- 六 中小企業の振興に寄与する地域環境の整備改善に関する施策
- 七 創業及び新事業の創出の促進に関する施策
- 八 中小企業の従事者の人材の育成及び確保に関する施策
- 九 中小企業の経営者及び後継者の育成に関する施策
- 十 商工団体の活動の促進に関する施策

(県の責務)

第五条 県は、前条の施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。この場合において、防災活動その他の地域における公益の増進に寄与した活動の実績を考慮するよう努めること。

ロ 中小企業者に係る下請契約の適正化に資する対策の実施に努めること。

二 物品の調達等に当たっては、中小企業者が製造又は加工した物品の利用の推進に努めること。

三 中小企業者の経営の安定を図るため、効果的な融資及び補助制度の充実に努めること。

四 国その他の関係機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等の施策の充実及び改善を要請すること。

五 地域、産業界及び大学等と連携を図り、効果的な施策の実施に努めること。

(財政上の措置)

第六条 県は、第四条の施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村等への支援)

第七条 県は、市町村及び商工団体が取り組む中小企業の振興策について、必要な支援を行うものとする。

(中小企業者の努力)

第八条 中小企業者は、経営基盤の強化及び従業員の福利厚生の上昇のため、自主的に努力を払い、消費者への安心及び安全な財やサービスの提供に努めるとともに、地域生活環境との調和に努めるものとする。

(県民等の理解と協力)

第九条 県民及び中小企業の事業に関係のある者は、中小企業の振興が県民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するものとする。

(議会への報告)

第十条 知事は、中小企業の振興のために講じた施策の実施状況について、適宜、議会に報告すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月16日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 埼玉県小規模企業振興基本条例

平成29年12月26日条例第44号

(目的)

第一条 この条例は、小規模企業が地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に果たす役割の重要性に鑑み、小規模企業の振興の基本となる事項を定め、小規模企業の事業の持続的な発展を図ることにより、県経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「商工団体」とは、埼玉県中小企業振興基本条例（平成十四年埼玉県条例第九十八号）第二条第二項に規定する商工団体をいう。

(基本方針)

第三条 小規模企業の振興は、小規模企業者の自主的な努力及びそれに対する適切な支援により小規模企業の活力の向上を図り、その事業の持続的な発展を推進することを基本とする。

(小規模企業の振興施策の大綱)

第四条 前条の基本方針に基づく小規模企業の振興施策の大綱は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進に関する施策
- 二 国内外の多様な需要に応じた新たな事業の展開の促進に関する施策
- 三 創業の促進及び事業の承継の円滑化に関する施策
- 四 経営及び事業活動に必要な人材の育成及び確保に関する施策
- 五 地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に資する事業活動の推進に関する施策
- 六 商工団体の活動の促進に関する施策

(県の責務)

第五条 県は、第三条の基本方針に基づき、国及び市町村並びに商工団体その他の地域の多様な主体との緊密な連携を図りつつ、前条の施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第六条 県は、第四条の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村等への支援)

第七条 県は、市町村及び商工団体が取り組む小規模企業の振興策について、必要な支援を行うものとする。

(小規模企業者の努力)

第八条 小規模企業者は、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

2 小規模企業者は、その事業活動に関し、地域における他の小規模企業者、商工団体その他の地域の多様な主体と連携するよう努めるものとする。

(県民等の理解と協力)

第九条 県民及び小規模企業の事業に関係のある者は、小規模企業の振興が地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に寄与することを理解し、小規模企業の事業の持続的な発展に協力するものとする。

(議会への報告)

第十条 知事は、小規模企業の振興のために講じた施策の実施状況について、適宜、議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 策定の経緯

1 経済団体・労働団体との意見交換の実施

骨子案の段階で、県内の経済団体・労働団体と個別に意見交換を行いました。

実施期間 令和3年6月11日（金）、15日（火）

団体数 経済団体6団体、労働団体1団体

2 県民コメントの実施

埼玉県県民コメント制度に基づき、郵便、ファクシミリ、電子メール等により意見・提言を募集しました。

実施期間 令和3年10月12日（火）～11月11日（木）

意見・提言数 4件（2名）

3 県議会の議決

県議会において、第57号議案「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略の策定について」が可決されました。

議決日 令和4年3月25日（金）

埼玉県産業元気・雇用アップ戦略

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月策定（令和7年3月一部変更）

埼玉県産業労働部産業労働政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
電 話 048-830-3723